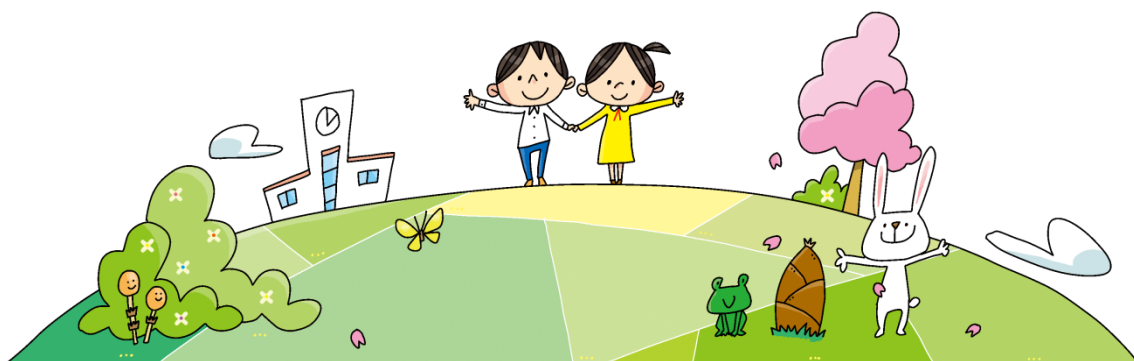


平成 29 年度 仙台教育事務所管内事務職員会冬季研修会資料

産休・育休にかかる 事務手続きについて



名取市小中学校事務職員研究会

は じ め に

「出産・育児」は女性にとってとても大きな出来事です。育児休業が3才まで取得出来る(平成14年4月～)ようになり、すでに15年が過ぎました。

育児休業をいつまでとるのか？部分休業・育児短時間勤務など選択肢も増えました。

少し前になりますが、平成26年4月から産前産後休暇中の共済掛金免除が受けられるようになり、平成27年10月から標準報酬制が導入され、育児休業終了時改定・3歳未満の子を養育している期間の特例などが適用になる場合があるなど、制度は変わってきています。

私たちは、これから出産を迎える先生に、出産後の相談をされた時に正確な情報を伝えなければなりません。

出産～育児休業は、給与・学事・共済組合・所得税・その他と内容が多岐にわたり、また、夫側・妻側、その両面から遺漏のない事務処理を行わなければなりません。

最近では、育児休業中に第2子出産等というパターンも珍しくなくなってきました。

職場の年齢構成にもよりますが、ここ数年、産休育休事務を取り扱っていない、という事務職員もいると思います。そこで、条例の改正等をしっかりと把握し、遺漏のない事務処理を行いたいものです。

宮城県教育委員会では、宮城県男女共同参画基本計画・次世代育成支援対策推進法・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をもとに、特定事業主行動計画が策定され、男女を問わず、職員が仕事と子育ての両立を実現するための取り組みをしています。

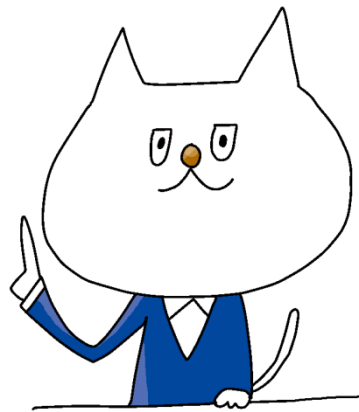
行動計画の中で男性の育児休業の取得目標は13%となっていますが、平成28年度における男性の育児休業取得率はわずか1.8%となっています。

あまり例のない、男性の育児休業ですが、参考となる事例も取り上げてみました。

今回の資料が、皆さんのお役に少しでもたてば幸いです。

平成30年1月
名取市事務職員会

1 標準報酬月額について



標準報酬月額「定時決定」について

定時決定の対象となる人

- 毎年7月1日に組合員である方(休業・休職中の方を含む)。
ただし、次の方は、その年の定時決定を行いません。
- ・ 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
 - ・ 7月から9月までの間に随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定を行う方

算定方法

4月、5月、6月の3ヶ月間に支給された報酬の総額をその月数で除して得た額を「報酬月額」とし、この額を標準報酬等級表にあてはめて、標準報酬月額を決定します。
ただし、この3ヶ月間に支払基礎日数が17日未満の月があるときは、その月を除いて算出します。
育児休業により3ヶ月とも報酬が支払われていない場合は、従前の報酬月額になります。

定時決定の適用時期

原則として、その年の9月から翌年の8月まで適用されます。
ただし、10月以降に随時改定等の改定がある場合を除きます。

高館 マスオ先生の給与明細を見てみましょう。
(美田園中学校教諭) 地域手当 1. 5 % 寒冷地手当の支給なし

教育職給料表(二) 2級36号俸

通勤方法 自家用車使用 通勤距離 6. 2 km 5, 300円(非課税限度額 4, 200円)

住居 賃貸の契約者本人 家賃月額 85, 000円

支給月	職員コード	氏名(漢字)	高館 マスオ				給料 (含調整額)	教職調整額	地域手当	管理職手当	初任給調整 手当	扶養手当	通勤手当
2016-04		氏名(カナ)	タカダテ マスオ				249,000	9,960	3,884				5,300
		特勤勤務手当		農林漁業	定時制通信	義務教育等	特殊勤務手当	特殊勤務手当			時間外勤務	時間外勤務	
	住居手当	へき地手当	産業教育手当	普及指導手当	教育手当	教員特別手当	(月額)	(日額)	単身赴任手当	手当(1)	手当(2)	休日勤務手当	
	27,000					3,200		18,000					
	夜間勤務手当	宿日直手当	管理職員特別	期末・勤勉	手当	寒冷地手当			総支給額	短期掛金	共済組合	退職等年金	介護掛金
			勤務手当						316,344		厚生年金	掛金	

支給月	職員コード	氏名(漢字)	高館 マスオ				給料 (含調整額)	教職調整額	地域手当	管理職手当	初任給調整 手当	扶養手当	通勤手当
2016-05		氏名(カナ)	タカダテ マスオ				249,000	9,960	3,884				5,300
		特勤勤務手当		農林漁業	定時制通信	義務教育等	特殊勤務手当	特殊勤務手当			時間外勤務	時間外勤務	
	住居手当	へき地手当	産業教育手当	普及指導手当	教育手当	教員特別手当	(月額)	(日額)	単身赴任手当	手当(1)	手当(2)	休日勤務手当	
	27,000					3,200		39,750					
	夜間勤務手当	宿日直手当	管理職員特別	期末・勤勉	手当	寒冷地手当			総支給額	短期掛金	共済組合	退職等年金	介護掛金
			勤務手当						338,094		厚生年金	掛金	

支給月	職員コード	氏名(漢字)	高館 マスオ				給料 (含調整額)	教職調整額	地域手当	管理職手当	初任給調整 手当	扶養手当	通勤手当
2016-06		氏名(カナ)	タカダテ マスオ				249,000	9,960	3,884				5,300
		特勤勤務手当		農林漁業	定時制通信	義務教育等	特殊勤務手当	特殊勤務手当			時間外勤務	時間外勤務	
	住居手当	へき地手当	産業教育手当	普及指導手当	教育手当	教員特別手当	(月額)	(日額)	単身赴任手当	手当(1)	手当(2)	休日勤務手当	
	27,000					3,200		37,250					
	夜間勤務手当	宿日直手当	管理職員特別	期末・勤勉	手当	寒冷地手当			総支給額	短期掛金	共済組合	退職等年金	介護掛金
			勤務手当						335,594		厚生年金	掛金	



固定的給与
非固定的給与

左ページの給与明細では分かりにくいので、表にしてみます。

項 目		4 月	5 月	6 月
固 定	給料(含調整額)	249,000	249,000	249,000
	教職調整額	9,960	9,960	9,960
	地域手当	3,884	3,884	3,884
	管理職手当	0	0	0
	扶養手当	0	0	0
	通勤手当	5,300	5,300	5,300
	住居手当	27,000	27,000	27,000
	義務特手当	3,200	3,200	3,200
	単身赴任手当	0	0	0
非 固 定	特殊業務手当	18,000	39,750	37,250
	時間外勤務手当	0	0	0
	寒冷地手当	0	0	0
合 計		316,344	338,094	335,594
4～6月の合計		990,032		

$$\div 3 = \begin{array}{cc} \text{報酬月額} & \text{標準報酬月額} \\ 330,010 & \rightarrow 340,000 \end{array}$$

円未満の端数切捨

- ・ 通勤手当については複数月分がまとめて支払われる場合は、1月あたりの額を算定してそれぞれの月に加算します。
- ・ 寒冷地手当は、1年間(前年7月～当年6月)に受けた総額の12分の1の額をそれぞれの月に加算します。
- ・ 期末手当・勤勉手当については、報酬に含まれませんが、「標準期末手当等」の算定の基礎となります。
- ・ 支払基礎日数とは、報酬計算の対象となる日数です。その月の暦日数から、週休日・欠勤等(育児休業等)の日数を除いた日数となります。祝日や年末年始の休日は、支払基礎日数に含めます。

「随時改定」について （随時改定については、申し出の必要はありません。）

昇給・昇格や異動などにより、報酬の額が著しく増減した場合は、実際に受けている報酬と標準報酬月額との差が大きくなります。この差を解消するために、標準報酬月額を改定します。この決定を「随時改定」といいます。

随時改定を行う条件

随時改定は、次の2つの条件を満たした時に実施されます。

- 条件1 昇給などにより前月に対し当月の固定的給与に変動があること。
- 条件2 既に決定または改定されている標準報酬月額の等級と、変動月以降3ヶ月間の報酬の平均額で算出した標準報酬月額の等級との差が2等級以上あること。

- ・ 休職等による一時的な固定的給与の変動は随時改定の対象となりません。
- ・ 月の途中で変動があった場合は、翌月が変動月となります。
- ・ 変動月以降の継続した3ヶ月における支払基礎日数がすべて17日以上であることが必要です。

たとえば・・・4月の人事異動により支援学校から小学校へ異動。通勤距離が50kmから2km未満になり、通常学級の担任。といった場合、4・5・6月の3ヶ月の報酬の平均を求め、7月から随時改定されます。

事務職員の場合、3月～5月の時間外勤務が多く、4・5・6月の時間外手当が増えた場合は、非固定的給与の変動による変動によるものなので、随時改定の対象とはなりません。が、この事務職員が4月に転居し、通勤手当が1,900円増額(自家用車2.1km→5.5km)となった場合には、固定的給与よりも非固定的給与の増が大きい状態ですが、要件を満たすため、随時改定の対象となります。

「育児休業等終了時改定」について

育児休業等を終了した後、育児部分休業や育児短時間勤務などの取得により報酬が低下した場合など、復帰後に受け取る報酬の月額と標準報酬月額がかけ離れた額になることがあります。
このような場合、育児休業等を終了した時に申出をすることにより、標準報酬を改定できます。
この改定を「育児休業等終了時改定」といいます。

育児休業等終了時改定を行う条件

随時改定は、次の2つの条件を満たした時に実施されます。

- 条件1 育児休業等を終了した日において、当該育児休業等に係る3歳未満の子を養育する方
- 条件2 共済組合に申出をした方

育児休業等終了時改定の特徴

- 基礎期間 育児休業終了日の翌日が属する月以降3ヶ月間
 - 17日未満の月 支払基礎日数が17日未満の月を除く
 - 等級の変動 2等級以上の差が生じない場合でも改定
 - 改定月 育児休業等終了日の翌日が属する月から4ヶ月目
- (事例)
- 6月10日終了 6・7・8月の平均額により9月からの標準報酬月額が決定
 - 6月30日終了 7・8・9月の平均額により10月からの標準報酬月額が決定
 - 1月～6月の改定 その年の8月まで適用
 - 7月～12月の改定 翌年の8月まで適用

みどりさんの場合で、計算してみましょう

平成31年4月1日に復帰したみどりさんは、毎日 朝1時間 帰り1時間の部分休業を取得することにしました。

給料 教(二)2-36 (実際は復職時に昇給があると思われます)

	4 月
給料(含調整額)	238,200
教職調整額	9,528
地域手当	3,715
通勤手当	4,300
住居手当	0
義務特手当	3,000
	258,743

復帰時の報酬月額は250,000円 第15級です。
4月は減額なしの金額が支給されます

みどりさんの1時間当たりの給与単価を算出してみましょう。給与テキストP21参照

$$\frac{[\text{給料の月額(給料の調整額を含む。以下同じ。)} + \text{給料の月額に対する地域手当}] \times 12}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 12 \quad (\rightarrow 7:45 \times 5 \times 52 = 2015)}$$

・ 銭位未満切り捨て
 $[238,200 + (238,200 \times 1.5\%)] \times 12 \div 2015 = 1,439.839 \rightarrow 1,439.83$ 給与個人票で確認。

減額する場合の1時間当たりの給与額

- ・ 50銭未満の端数 切り捨て 50銭以上1円未満の端数 1円に切り上げる
1,439.83円 $\rightarrow$ 1,440円

勤務しなかった時間数は、その給与期間(月の1日から末日まで)の全時間数によって計算。

1時間未満の端数は30分以上の時は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てる。

$\rightarrow$ 例月報告で、月ごとに減ずる時間をまとめて報告します。

例) 減ずる時間が32時間30分となった場合は、33時間と報告します。翌月の給与から減額されます。

H31. 4月 取消4時間

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	⑥
⑦	8	9	10	11	12	⑬
⑭	15	16	17	18	19	⑳
㉑	22	23	24	25	26	㉗
㉘	㉙	30				
21×2-4=38時間減						

1,440×38=54,720円減額

H31. 5月 取消5時間

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	③	④
⑤	⑥	7	8	9	10	⑪
⑫	13	14	15	16	17	⑱
⑲	20	21	22	23	24	㉕
㉖	27	28	29	30	31	
21×2-5=37時間減						

1,440×37=53,280円減額

H31. 6月 取消8時間

日	月	火	水	木	金	土
						①
②	3	4	5	6	7	⑧
⑨	10	11	12	13	14	⑮
⑯	17	18	19	20	21	㉒
㉓	24	25	26	27	28	㉙
⑳	20×2-8=32時間減					

1,440×32=46,080円減額

復帰後3ヶ月の報酬額は

	4月	5月	6月	合計
給料(含調整額)	238,200	183,480	184,920	606,600
教職調整額	9,528	9,528	9,528	28,584
地域手当	3,715	3,715	3,715	11,145
通勤手当	4,300	4,300	4,300	12,900
住居手当	0	0	0	0
義務特手当	3,000	3,000	3,000	3,000
	258,743	204,023	205,463	662,229

報酬月額 標準報酬月額
 220,743 → 220,000
 円未満の端数切捨 14級

標準報酬月額が1等級下がりました。

申出をすることで、育児休業等終了時改定が7月から受けられます。

今回の事例は、4月1日復帰の場合です。申出をしない場合は、定時改定4月から6月の報酬月額をもとに、9月から定時改定となります。

【提出書類】

- 標準報酬育児休業等終了時改定申出書

※ この申出を行うことにより、育児休業等終了時改定が行われます。
 復帰時、昇給等があり、報酬が増えた場合には、等級が上がることもあります。

「産前産後休業終了時改定」について

育児休業等終了時改定を行う条件

随時改定は、次の2つの条件を満たした時に実施されます。

- 条件1 産前産後休業を終了した日において、当該産前産後休業に係る子を養育する方
 (産前産後休業を終了した日の翌日に育児休業を開始している方を除く)
- 条件2 共済組合に申出をした方

【提出書類】

- 標準報酬産前産後休業終了時改定申出書

3歳未満の子を養育する期間の標準報酬の特例について(養育特例)

3歳未満の子を養育している期間において、育児部分休業や育児短時間勤務の取得等により標準報酬が低下したとき、年金額(厚生年金と退職等共済年金給付が対象です)の計算に使用する標準報酬に関する特例の適用を受けることができます。

養育特例を受けるためには、共済組合に申出を行う必要があります。

条件1 3歳未満の子を養育する方

条件2 共済組合に申出をした方

特例の対象期間の始まる月より後に申出をした場合、申出日から遡って2年以内の期間が対象となります

- ・ 育児休業・育児短時間勤務・部分休業の取得の有無にかかわらず、3歳未満の子を養育し、子の出生前の標準報酬よりも、報酬額が下がった場合に、適用されます。

【提出書類】

- ・ 3歳未満の子を養育する旨の申出書

添付書類	戸籍謄(抄)本	申出者と子の身分関係及び子の生年月日を証明できるもの
	住民票	申出者と子が同居していることを確認出来るもの
		※ 提出日から遡って90日以内に発行されたもの
		※ 養育の特例を開始した日に同居が確認出来るもの

【注意事項】

次のいずれかに該当したときに、特例は終了します。(詳しくは、3歳未満の子を養育する旨の申出書の裏面参照)

- ・ この申出に係る子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
- ・ 掛金等の特例(免除)を受ける産前産後休業を開始したとき
- ・ 掛金等の特例(免除)を受ける育児休業等を開始したとき

以上に該当したときは、速やかに 3歳未満の子を養育しない旨の申出書 を提出してください。

2 モデルケース

1

【本人編】



☆ モデルケース 1 (本人編)

名取小学校に勤務する教諭の高館みどりさんは、出産予定日(H28.12.15)より早いH28.12.9に第1子を出産しました。

産休取得後、第1子が2歳3ヵ月になるH31.3.31まで育児休業を取得しました。

H31.4.1より職場復帰し、1日2時間の育児部分休業をH32.3.31までの1年間取得予定です。

【～H28.12.31の基礎データ】 教(二)2-28 教諭 高館 みどり

手当等	支給額	備考
給料	228,100	
教職調整額	9,124	
義務教育等教員特別手当	2,900	
地域手当	3,558	
通勤手当	4,300	自家用車4km
合計	247,982	
標準報酬月額	240,000	15等級



【H29.1.1の基礎データ】 教(二)2-32 教諭 高館 みどり

手当等	支給額	備考
給料	238,200	
教職調整額	9,528	
義務教育等教員特別手当	3,000	
地域手当	3,715	
通勤手当	4,300	自家用車4km
合計	258,743	
標準報酬月額	240,000	15等級

← 産前産後休暇(予定) → H28.10.21 42日前～ H28.11.4 出産予定日 H28.12.15 H29.2.9									
産前産後掛金免除									
↓ 予定日より早く出産									
← 産前産後休暇 → ← 育児休業 → 職場復帰 ← 部分休業 (2時間) → H28.10.21 42日前～ H28.10.29 出産日 H28.12.9 H29.2.3 H29.2.4 子(1歳) H29.12.9 子(2歳3ヵ月) H31.3.31 H31.4.1 子(3歳) H31.12.9 H32.3.31									
特別休暇届出(産前)			承認取消申請(産前) 特別休暇届出(産後)	育児休業承認請求			養育状況変更届	部分休業承認請求	養育状況変更届
代替配当	申請								
通勤手当	の停止				期末勤勉手当			給与の減額報告	
		産前産後掛金免除			育児休業等掛金免除			育児休業等終了時改定	
		出産費			育児休業手当金			3歳未満養育特例	
		出産祝金							

<高館みどりさんの出産・育児に伴う手続きについて ①>

モデルケース1では・・・

- ① 予定日前に出産
- ② 産休中に夫が育休を取得
- ③ 職場復帰後、部分休業を取得します。

☆ モデルケース 1

妻	産前産後休暇			育児休業			職場復帰	部分休業	
	出産日			子(1歳)		子(2歳3ヵ月)			
	H28.10.21	H28.12.9	H29.2.3	H29.2.4	H29.12.9	H31.3.31	H31.4.1		H32.3.31
夫：育児休業 H28.12.23～H29.1.9									

モデルケース 1	服 務	給 与			共 済	互助会	児童手当
		諸 手 当		税 金			
		本人 手続き	夫 手続き	夫 手続き			
妊娠							
産前休暇 (H28.10.21～H28.12.9)	特別休暇(産前休暇) 代替配当申請	通勤手当停止			産休掛金免除		
出産予定日 (H28.12.15)							
出産日 (H28.12.9)			子の扶養手当	住民税控除	出産費 乳幼児医療費助成制度該当/非該当報告	出産祝金	認定請求
産後休暇 (H28.12.10～H29.2.3)	特別休暇(産後休暇)				産休掛金免除変更		
育児休業【本人】 (H29.2.4～H31.3.31)	育児休業承認請求	期末勤勉手当		所得税控除	育児休業手当金 育休掛金免除		
育児休業【夫】 (H28.12.23～H29.1.9)	育児休業承認請求 養育状況変更届				育児休業手当金 育休掛金免除		
子 1歳 (H29.12.9)			妻の扶養手当		育児休業手当金 終了		
職場復帰 (H31.4.1) (子 2歳3ヵ月)	養育状況変更届		妻の扶養手当の 認定取消				
育児部分休業 (H31.4.1～H32.3.31)	部分休業承認請求書 部分休業承認報告書	給与の減額報告			標準報酬育児休業等終了時改定 3歳未満の養育特例		

出産に係る事務（本人編）

特別休暇関係 市町村によっては教育委員会決裁

産前

特別休暇（産前休暇）の届出 出産予定日の確認出来る書類添付

産後（出産日が確定したら） 母子手帳の写し等添付

特別休暇（産前休暇）の取消 （予定日より早く生まれた場合）

特別休暇（産前休暇）の延長届出（予定日より遅く生まれた場合）

特別休暇（産後休暇）の届出

育児休業関係

育児休業を始めようとする日の1月前までに市町村教委を經由して県教委へ提出

【提出書類】育児休業承認申請書

【添付書類】母子手帳の写し等（子の氏名・生年月日・子との続柄を証明する書類）

給与関係

【提出書類】通勤手当停止 月の1日から末日まで全日出勤しない月

月の1日から末日まで育児休業の場合は提出不要

講師関係

【提出書類】代替配当申請書（産前産後休暇・延長・育児休業）

任用が決まったら、諸手当修正報告 産休引継ぎ旅費の請求 等

共済組合関係

産前産後掛金免除申出書

産前【提出書類】産前産後掛金免除申出書

特別休暇簿の写し 出産予定日の確認出来る書類

産後【提出書類】産前産後掛金免除変更申出書

特別休暇簿の写し 母子手帳の写し等（出産日の確認出来る書類）

予定日どおりに出産した場合は、変更申出書の提出は不要。

出産日が確定してから 産前産後掛金免除申出書を提出してもよい。

育児休業掛金免除申出書

【提出書類】育児休業掛金免除申出書

【添付書類】育児休業の辞令の写し 母子手帳の写し等（出産日の確認出来る書類）

出産費請求

【提出書類】 出産費請求書等 利用する支払い制度により異なる

育児休業手当金の請求

【提出書類】 育児休業手当金請求書

【添付書類】 育児休業辞令の写し（初回と育児休業期間に変更のあった時）

互助会関係

出産祝金請求

【提出書類】 出産祝金請求書 25,000円

掛金関係

産前産後休暇中は免除にならない。

育児休業期間のうち、月の初日から末日まで勤務しない月は免除となる。

（申出の必要はない）

復帰するとき

【提出書類】 養育状況変更届 （復帰1ヶ月前頃までに）

育児休業（部分休業）について

部分休業を始めようとする日の1月前までに市町村教委へ提出

【提出書類】 部分休業承認請求書

部分休業を終了するとき

【提出書類】 養育状況変更届

産前産後休業期間中の共済掛金免除について

産前産後休業（※）を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金が免除となります。

※「産前産後休業」とは

出産の日（出産の日が産前の予定日後であるときは、産前の予定日）以前42日から出産の日後56日までの間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間（特別休暇の産前産後休業とされた期間）をいいます。

ただし、多児妊娠の場合は、「42日」を「98日」と読み替えます。

出産の日が産前予定日より後の場合は、産前予定日以前42日から出産の日後56日までの間となります。

多胎妊娠の場合は、出産の日以前98日から出産の日後56日までの間となります。

条例等により、56日（8週間）の産前休暇が付与されている等の場合において、上記期間より長い産前産後休暇を取得したときでも、掛金免除の対象となる期間は、出産の日以前42日から出産の日後56日までの間となります。

休業期間中に掛金免除を受けるためには、申出（書類の提出）が必要です。

掛金は、月ごとに計算されます。

基本的な形

条例上の

産前休暇開始	掛金免除開始	出産日	産後休暇終了
	56日		
	42日	56日	
勤務	条例上の産前産後休暇（実際のお休み）		育児休業
掛金徴収	産前産後休暇により掛金免除		育児休業により掛金免除

モデルケースの場合（出産予定日の時）

産前産後休業掛金免除申出書 提出

【添付書類】特別休暇簿の写し、出産予定日の分かる書類

条例上の			
産前休業開始	掛金免除開始	出産予定日	産後休業終了
28/10/21	11/4	12/15	29/2/9
56日			
	42日	56日	
勤務	条例上の産前産後休業(実際のお休み)		育児休業
掛金徴収	産前産後休業により掛金免除		育児休業により掛金免除

①産前休業 H28. 10. 21～

②掛金免除開始 11/4からなので11月分から

③産後休業終了 H29. 2. 9まで

産前産後休業に係る掛金免除期間：11月～1月

育児休業に係る免除期間：2月～

モデルケースの場合（出産後に変更）

産前産後休業掛金免除変更申出書 提出

【添付書類】特別休暇簿の写し、母子手帳の写し（出産日及び出産人数のわかるもの）

条例上の			
産前休業開始	掛金免除開始	出産日	産後休業終了
28/10/21	10/29	12/9	29/2/3
56日			
	42日	56日	
勤務	条例上の産前産後休業(実際のお休み)		育児休業
掛金徴収	産前産後休業により掛金免除		育児休業により掛金免除

出産が12/15から12/9に早まったための変更

①産前休業 H28. 10. 21～ (特に変更なし)

②掛金免除開始 10/29からなので10月分からに変更

③産後休業終了 H29. 2. 3までに変更

産前産後休業に係る掛金免除期間：10月～1月

育児休業に係る免除期間：2月～

出産費・家族出産費，出産費附加金・家族出産費附加金について

組合員の方や被扶養者の方が出産したときに，出産に伴う経済的負担を補うために出産費（被扶養者の方の場合は家族出産費）と出産費附加金（被扶養者の方の場合は家族出産費附加金）が給付されます。

また，１年以上組合員であった方が退職後６月以内に出産したときにも出産費は給付されます。（出産費附加金は給付なし）ただし，退職後，他の医療保険者から同様の給付を受ける場合は，給付されません。

<給付額>

○出産費・家族出産費 定額 ４２万円

※産科医療補償制度に加入していない病院などで出産した場合は４０万４千円

○附加金 定額 ５万円

<給付方法>

- ① 出産にかかった費用を全額病院などに支払い，後から共済組合に申請をして出産費を受け取る方法
- ② 組合員が出産費の請求・受け取りを病院などに委任することにより，共済組合が出産費を直接病院などに支払う方法（直接支払制度）
- ③ 組合員が病院などを受取代理人とすることをあらかじめ共済組合へ申請することにより，共済組合が出産費を病院などに支払う方法（受取代理制度）

◎直接支払制度を利用しない場合

提出書類

- ☐ 出産費・家族出産費請求書

添付書類

- 出産費に関する証明（請求書に項目欄あり）
- 合意文書の写し（出産される方と医療機関が取り交わす文書）
- 産科医療補償制度加入機関で出産した場合は、制度対象分娩であることを証明する印が押されたもの

- 辞退申出書
（被扶養者が認定後６月以内に出産する場合、他の健康保険等の規定による被保険者本人として分娩費の受給権を放棄する証明）

◎直接支払制度を利用する場合

提出書類

- ☐ 出産費等内払金支払依頼書

添付書類

- 出産費用明細書の写し
 - 合意文書の写し（出産される方と医療機関が取り交わす文書）
 - 産科医療補償制度加入機関で出産した場合は、制度対象分娩であることを証明する印が押されたもの
- ※添付書類がなくても可。ただし給付が遅れることがあります。

◎受取代理制度を利用する場合

提出書類

- ☐ 出産費及び家族出産費請求書（受取代理用）

添付書類

- 出産予定日のわかる書類（母子健康手帳の写し等）

約９０％の病院で、直接支払制度が利用されているようです。

受取代理制度を利用している場合は、事前に病院から書類を渡されることがあります。

育児休業について

子が満3歳に達する日まで取得可能。男女を問わず、育児休業をすることができる

請求手続 育児休業承認請求書（様式第1号）に出生証明書等を添付して、育児休業を始めようとする1ヶ月前までに市町村教委を経由して県教委に提出

延 長 子が3歳に達する日まで延長できる。ただし、期間の延長は特別の事情がある場合を除き、1回に限る
特別の事情とは（期間の再度の延長）
・配偶者が負傷又は疾病により入院したこと 等
職員の育児休業等に関する条例第四条 参照

再度の 育児休業は、同一の子について原則1回。

育児休業 当初の育児休業を請求する際に、「育児休業等計画書」（様式第1号の2）を提出した場合は、三月以上の期間を経過していれば、再度の育児休業を取得することができる
育児休業等計画書を提出していない場合は、特別の事情がある場合を除き、再度の育児休業をすることはできない
特別の事情とは（再度の育児休業）
・次子の産前休暇を届け出たことや次子についての育児休業が承認されたことにより、当初の育児休業の承認が失効となったあと、次子が死亡又は養子縁組などにより職員と別居することとなった場合 等
職員の育児休業等に関する条例第三条 参照

夫が、子の出生の日から57日の期間内に、最初の育児休業を取得した場合は、特別の事情がなくても、その後に育児休業をすることができる

そ の 他 変更及び終了するときは、養育状況変更届（様式第3号）を提出

給 料 育児休業中は無給

期末勤勉手当については、基準日に育児休業であっても、基準日前6ヶ月の期間において、勤務した実績がある場合には、その勤務した期間に応じて支給される

産前産後休暇の期間の取扱

期末手当：勤務した期間として算定する

勤勉手当：勤務した期間として算定しない

昇給 平成29年1月1日から改正

勤務していない期間として取り扱わない

共済掛金 申出をすることにより育児休業を開始した月から育児休業を終了する日の翌日の属する月の前月までの期間について免除される

育児休業手当金について

〈給付額〉

育児休業開始から180日に達するまでの間、勤務しなかった期間1日につき
標準報酬日額（＊標準報酬月額÷22分の1の額）の67%。それ以降は50%

標準報酬月額÷22＝標準報酬日額（10円未満四捨五入）

67% 標準報酬日額×67／100＝給付日額（1円未満切捨て）

50% 標準報酬日額×50／100＝給付日額（1円未満切捨て）

給付上限額があり、	67%	50%
平成28年8月1日～平成29年7月31日	12,927円	9,647円
平成29年8月1日～	13,622円	10,105円

（平成29年8月1日～の給付上限額は第25級 470,000円）

180日までとは？

67%の育児休業給付手当金が180日分給付されるわけではなく、育児休業を開始してから180日目までが、67%の給付を受けられる

〈給付期間〉

原則 1歳に達する日まで（パパママ育休プラスの場合1歳2ヶ月に達する日まで）
特別な事情に該当する場合

対象となる子が1歳に達する時点で、保育所へ入所できない等に該当する場合 1歳6ヶ月に達する日まで

対象となる子が1歳6ヶ月に達する時点で、保育所へ入所できない等に該当する場合 2歳に達する日まで

（2歳に達するまで は平成29年10月1日以降に1歳6ヶ月に達する子から対象）

育児休業（部分休業）について

小学校の始期に達するまでの子のある職員

正規の勤務時間の始め又は終わりについて、1日を通じて2時間取得可能

（子が1歳6ヶ月に達しない場合で、特別休暇の育児時間を承認されている場合は、2時間から当該時間を減じた時間）

請求手続 部分休業承認請求書（母子手帳の出生届出済証明書の写しなどを添付）

休業を始めようとする1ヶ月前までに市町村教委に提出。

部分休業が必要な期間についてできるだけ包括的に請求する。

（名取市では年度毎に請求となっている）

市町村教委から承認（不承認）通知書が届く（辞令なし）

取 消 職員からの請求に基づき取り消しができる。

始業時 部分休業に引き続き年休や 終業時 年休に引き続き部分休業という取り方はできないため、年休のため部分休業の取り消しとなる。

（子の通院等による特休を取得した場合も同様で、特休が優先）

その都度、部分休業承認請求書裏面（コピー）に取消となった日時を記入・押印し、決裁を受ける。

（月ごとに記入すると、集計がしやすい）

勤務時間 休憩時間の変更

部分休業が8：10～9：10と15：40～16：40の2時間

職員の休憩時間が分割で13:40～14:00と15:45～16:10となっている

場合には、部分休業の時間と重ならないよう変更する。

報 告 事務所へ：給料減額報告書 K6 1 を例月報告として提出

部分休業承認請求書の裏面（取消）のコピー等を添付

添付書類（初回のみ）部分休業承認請求書の写し

市町村教委からの承認通知書の写し

市教委へ：部分休業承認報告書を例月報告として提出

部分休業承認請求書の裏面（取消）のコピーを添付（名取市）

そ の 他 変更及び終了するときは、養育状況変更届（様式第3号）を市町村教委へ提出

給 料 部分休業を取得した時間は、1時間につき1時間あたりの給与額を減額
当月分を累計して翌月の給与から減額する。
(まとめた時間数に30分の端数が生じた場合は、1時間に切り上げ)

期末手当 減額されない

勤勉手当 平成29年1月1日から改正
基準日以前の6ヶ月以内の期間において、部分休業の承認を受けて勤務しな
かった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を除算

$30 \text{ 日} \times 7 \text{ 時間} 45 \text{ 分} = 232 \text{ 時間} 30 \text{ 分}$

基準日前6ヶ月以内の期間において、週休日・休日を除いた日数は、
およそ126日(月21日×6ヶ月)です。

毎日部分休業の取消をしなかった場合、 $2 \text{ 時間} \times 126 \text{ 日} = 252 \text{ 時間}$
となりますので、除算対象となる。

例) $252 \text{ 時間} \div 7 \text{ 時間} 45 \text{ 分} = 32 \text{ 日と } 16/31 \cdots 1 \text{ 月} 2 \text{ 日と } 16/31$

$6 \text{ 月} - 1 \text{ 月} 2 \text{ 日と } 16/31 = 4 \text{ 月} 27 \text{ 日と } 15/31$

4月27日と15/31が勤務期間となり、成績率は80/100

毎月4時間取消をすると、 $4 \text{ 時間} \times 6 \text{ ヶ月} = 24 \text{ 時間}$ となり、
 $252 \text{ 時間} - 24 \text{ 時間} = 228 \text{ 時間} < 232 \text{ 時間}$ ですので、
勤勉手当の除算は0となる

昇 給 勤務していない期間として取り扱わない

共済掛金 要件を満たせば、育児休業等終了時改定や3歳未満の養育特例をうけること
ができる(申出が必要)

互 助 会 掛金の免除なし

3 モデルケース

1

【夫編】



☆ モデルケース 1 （夫 編）

高館みどりさんの夫である高館マスオさんも学校職員です。

モデルケース1の場合、マスオさんの学校では、どのような手続が必要になるでしょうか？

また、マスオさんは第1子の誕生に伴い、H28.12.23～H29.1.9まで育児休業を取得しました。

夫が育児休業を取得した場合の事務手続についても、確認していきましょう。

妻	← 産前産後休暇 →			← 育児休業 →			職場復帰	← 部分休業 →	
	出産日			子(1歳)		子(2歳3ヵ月)			
	H28.10.21	H28.12.9	H29.2.3	H29.2.4	H29.12.9	H31.3.31	H31.4.1		H32.3.31
		夫：育児休業							
		H28.12.23～H29.1.9							
		育児休業承認請求	養育状況変更届						
		子の扶養手当申請(1月分は日割にて支給(育休終了後の1/10～31分)、2月分より満額支給)							
		H29.1.1			妻の扶養手当				
		所得税配偶者控除							
		育児休業等掛金免除							
		育児休業手当金							
		乳幼児医療費助成申告書							
		児童手当							

出産に係る事務（夫編）

特別休暇

- 第 16 号（配偶者出産補助休暇） 2 日 特別休暇簿に記入して申請
- 第 17 号（育児参加休暇） 5 日

育児休業関係

育児休業を始めようとする日の 1 月前までに市町村教委を經由して県教委へ提出

【提出書類】育児休業承認申請書（請求に係る子の欄は空欄で提出）

【添付書類】出産予定日が分かる書類

出生届を提出したら、速やかに・・・

【提出書類】育児休業承認申請書（請求に係る子の欄を記入したもの）

【添付書類】母子手帳の写し等（子の氏名・生年月日・子との続柄を証明する書類）

育児休業の期間が短いので・・・

【提出書類】養育状況変更届

給与関係

本人の給与

育児休業の辞令が出る。通勤手当の停止なし。

（12 月分の給与支給日に満額出てしまう可能性もあります。後日返納（特例不要））

子の出生 扶養控除（異動）申告書 16 才未満の扶養親族記入

【提出書類】K05 配偶者の有無及び所得税扶養控除等修正報告書提出

扶養手当申請

【提出書類】扶養手当修正報告書

【添付書類】母子手帳の写し等

配偶者が子の扶養手当を受給していないことの申立書

年末調整関係

【提出書類】再年末調整 B カード

K05 配偶者の有無及び所得税扶養控除等修正報告書提出

所得税（住民税）関係

扶養控除（異動）申告書 16 才未満の扶養親族記入

個人番号通知カードが届いたら、マイナンバーの記入

児童手当関係

【提出書類】児童手当・特例給付認定請求書

(児童手当を既に受給しているときは額改定認定請求書)

【添付書類】世帯全員の住民票(続柄省略しないもの)

所得証明書 夫・妻の分(額改定の場合は不要)

後日・・・扶養親族修正通知書の写し

出生した子の個人番号(マイナンバー) 申出書

共済組合扶養認定

【提出書類】被扶養者申告書

【添付書類】扶養親族修正報告書の写しとその添付書類の写し

後日・・・個人番号(マイナンバー) 記入様式

乳幼児医療助成申告 確認(子どもが出生後1ヶ月後位に確認をしましょう)

居住している市町村の「乳幼児・子ども医療助成制度」の申請をしたか

「受給者証」の交付を受けたか確認

「受給者証」の交付を受けたのは宮城県内の市町村か確認

すべて当てはまれば、提出書類はなし

【提出書類】県内・県外→乳幼児・子ども医療助成申告書(非該当)

県外 →乳幼児・子ども医療助成申告書(該当) 受給者証写し添付

講師関係

1ヶ月未満の育児休暇のため代替配当なし

共済組合関係

育児休業掛金免除申出書

【提出書類】育児休業掛金免除申出書

【添付書類】育児休業の辞令の写し 母子手帳の写し等(出産日の確認出来る書類)

育児休業手当金の請求(12月・1月分)

【提出書類】育児休業手当金請求書

【添付書類】育児休業辞令の写し

互助会関係

出産祝金請求

【提出書類】出産祝金請求書 25,000円

掛金関係 今回は、月の初日から末日まで勤務しない月がないので、免除とならない。

男性職員の育児休業について

男性職員も女性職員同様、子どもが3歳に達する日まで育児休業を取得することが出来ます。パパママ同時の取得も可能です。

マスオさんは、子どもの出生予定日（12月15日）後の年末年始（12月23日～1月9日）に育児休業を取得しようと考えています。

育児休業承認請求書の提出は育児休業を始めようとする日の1ヶ月前までとなっているので、11月中旬までに、請求期間欄を記入した育児休業承認請求書を提出します。

子どもが生まれ、出生届を提出したら、請求に係る子欄の記入及び証明書類を添付して、再度、育児休業承認請求書を提出します。

なお、今回のように短期間の育児休業の場合、出生後の育児休業承認請求書の提出とほぼ同時に、養育状況変更届も提出することとなります。

給与

育児休業中は無給。平成28年12月分と平成29年1月分は日割計算となります。

期末手当・勤勉手当（平成29年6月支給分）

期末手当 1ヶ月以下の育児休業は除算されない

勤勉手当 1ヶ月以下の育児休業は除算されない（平成28年4月～）

共済組合

育児休業掛金免除申出書を提出することにより、平成28年12月の給与と期末勤勉手当に対する掛金は免除となります。

育児休業手当金が支給されます。

互助会

育児休業中、月の初日から末日まで勤務しない月は免除となります。

今回の事例では、掛金免除になりません。

パパママ育休プラスについて

育児休業の取得は、原則として連続した1回の取得となっていますが、今回の例のように産後57日以内に男性職員が育児休業を取得した場合は、理由を問わず再度の育児休業の取得が可能です。

配偶者が子どもの1歳の誕生日の前日までに育児休業を取得している場合、子どもが1歳2ヶ月になるまでの間に最大1年の育児休業手当金が給付されます。

詳しくは、公立学校共済組合宮城支部のホームページ

手続きナビ>短期給付の手続き。休業給付の手続き育児休業手当金の手続き 内の、
パパ・ママ育休プラスに係る育児休業手当金の支給パターン をご覧ください。

マスオさんがもらえるお金を計算してみましょう。 (12月23日から1月9日 育児休業)
標準報酬月額 340,000

	2-36 H28.12	2-40 H29.1
育児休業なし		
給料	249,000	258,900
教職調整額	9,960	10,356
地域手当	3,884	4,136
扶養手当	0	6,500
通勤手当	5,300	5,300
住居手当	27,000	27,000
義務特手当	3,200	3,300
特殊業務手当	0	0
総支給額	298,344	315,492

短期掛金	44.51	15,133	15,133
共済組合厚生年金	88.16	29,974	29,974
退職等年金掛金	7.50	2,550	2,550
介護掛金	5.42	0	0
控除額計		47,657	47,657

支給額	250,687	267,835
-----	---------	---------

	H28.12	期末勤勉
給料	249,000	
教職調整額	9,960	
地域手当	3,884	
基礎額	262,844	
期末 1.375	361,410	
勤勉 0.9	236,559	
総支給額	597,969	
標準期末手当	597,000	

↓

短期掛金	26,572
共済組合厚生年金	52,631
退職等年金掛金	4,477
介護掛金	0
控除額計	83,680

支給額	514,289	= A	1,032,811
-----	---------	-----	-----------

		H28.12 16/22	H29.1 16/22
育児休業あり			
給料	日割	181,090	188,290
教職調整額	日割	7,243	7,531
地域手当	日割	2,824	3,008
扶養手当	日割	0	4,727
通勤手当	—	5,300	5,300
住居手当	日割	19,636	19,636
義務特手当	日割	2,327	2,400
特殊業務手当	—	0	0
総支給額		218,420	230,892

短期掛金	44.51	免除	15,133
共済組合厚生年金	88.16	免除	29,974
退職等年金掛金	7.50	免除	2,550
介護掛金	5.42	免除	0
控除額計		0	47,657

支給額	218,420	183,235
-----	---------	---------

	H28.12	期末勤勉
給料	249,000	
教職調整額	9,960	
地域手当	3,884	
基礎額	262,844	
期末 1.375	361,410	
勤勉 0.9	236,559	
総支給額	597,969	
標準期末手当	597,000	

↓

短期掛金	免除
共済組合厚生年金	免除
退職等年金掛金	免除
介護掛金	免除
控除額計	0

支給額	597,000	= A'	998,655
-----	---------	------	---------

	6日	6日
育児休業手当金	62,106	62,106

→→→ = B 124,212

育児休業手当金算出 A' + B = C 1,122,867

340,000 ÷ 22 = 15,450 10円未満四捨五入
15,450 × 67 / 100 = 10,351 1円未満切り捨て C - A = 90,056

給付上限額 12,927 ただし、所得税は少し高くなります

ちなみに、12月のみ育児休業を取得すると・・・
標準報酬月額 340,000

(12月23日から12月31日 育児休業)

	2-36 H28.12	2-40 H29.1
育児休業なし		
給料	249,000	258,900
教職調整額	9,960	10,356
地域手当	3,884	4,136
扶養手当	0	6,500
通勤手当	5,300	5,300
住居手当	27,000	27,000
義務特手当	3,200	3,300
特殊業務手当	0	0
総支給額	298,344	315,492

短期掛金	44.51	15,133	15,133
共済組合厚生年金	88.16	29,974	29,974
退職等年金掛金	7.50	2,550	2,550
介護掛金	5.42	0	0
控除額計		47,657	47,657

支給額	250,687	267,835
-----	---------	---------

	H28.12	期末勤勉
給料	249,000	
教職調整額	9,960	
地域手当	3,884	
基礎額	262,844	
期末 1.375	361,410	
勤勉 0.9	236,559	
総支給額	597,969	
標準期末手当	597,000	

↓

短期掛金	26,572
共済組合厚生年金	52,631
退職等年金掛金	4,477
介護掛金	0
控除額計	83,680

支給額	514,289	= A	1,032,811
-----	---------	-----	-----------

12月のみ

		H28.12 16/22	H29.1 22/22
育児休業あり			
給料	日割	181,090	同上
教職調整額	日割	7,243	
地域手当	日割	2,824	
扶養手当	日割	0	
通勤手当	—	5,300	
住居手当	日割	19,636	
義務特手当	日割	2,327	
特殊業務手当	—	0	
総支給額		218,420	315,492

短期掛金	44.51	免除	同上
共済組合厚生年金	88.16	免除	
退職等年金掛金	7.50	免除	
介護掛金	5.42	免除	
控除額計		0	47,657

支給額	218,420	267,835
-----	---------	---------

	H28.12	期末勤勉
給料	249,000	
教職調整額	9,960	
地域手当	3,884	
基礎額	262,844	
期末 1.375	361,410	
勤勉 0.9	236,559	
総支給額	597,969	
標準期末手当	597,000	

↓

短期掛金	免除
共済組合厚生年金	免除
退職等年金掛金	免除
介護掛金	免除
控除額計	0

支給額	597,000	= A'	1,083,255
-----	---------	------	-----------

	6日	0日
育児休業手当金	62,106	0

$$\rightarrow \rightarrow \rightarrow = B \quad 62,106$$

育児休業手当金算出

$$340,000 \div 22 = 15,450 \text{ 10円未満四捨五入}$$

$$15,450 \times 67 / 100 = \underline{\underline{10,351}} \text{ 1円未満切り捨て}$$

$$A' + B = C \quad 1,145,361$$

$$C - A = 112,550$$

給付上限額 12,927

ただし、所得税は少し高くなります

配偶者の育児休業に関する事務について

配偶者が育児休業を取得している間、要件を満たせば

□扶養手当の受給

□税法上の配偶者控除（金額によっては配偶者特別控除）を受けられます。

□扶養手当の受給

- ・向こう1年間の収入を確認する必要があります。

平成29年2月4日 みどりさんは育児休業に入りました。

みどりさんは平成29年1月1日において 産後休暇（特別休暇）なので、昇給があります。

平成29年1月1日

教（二）給料2－32 238,200円 （あ）

教職調整額 9,528円 （あ）×0.04・・・（い）

地域手当 3,715円 [(あ) + (い)] × 1.5 / 100

義務特手当 3,000円

右ページ 資料1 をご覧ください。

- ・平成29年12月9日 子どもが1歳の誕生日を迎えました。

右ページ 資料2 をご覧ください。

平成29年12月9日から平成31年3月31日まで無収入となります。

マスオ先生は、みどりさんに係る扶養手当の受給申請が出来ます。

【提出書類】 扶養親族修正報告書

【添付書類】 戸籍謄本

申立書

向こう1年間の収入を証明する書類（給与支給見込証明書）

事実の生じた日の分かる書類（育児休業承認辞令等）

みどり先生が復帰したら、扶養手当の取消を忘れずに行いましょう。

【提出書類】 扶養親族修正報告書

【添付書類】 復帰辞令の写し等

資料1 育児休業を始めたとき

給 与 支 給 見 込 証 明 書

資料1

1 学校名 名取市立名取小学校

2 職 氏名 教諭 高舘 みどり

3 給与支払見込期間 平成29年2月4日 ～ 平成30年2月3日

4 見込証明額 1,622,222 円

5 出産日(産後休暇期間) 平成28年12月9日 (##### ～ 平成29年2月3日)

6 育児休業期間 平成29年2月4日 ～ 平成31年3月31日 子が1歳に達する日 平成29年12月8日

7 職務復帰日 平成31年4月1日

8 給与関係 教育 (二) 2 級 32 号俸 平成29年1月1日発令

給料 238,200 円 標準報酬等級 15 級 標準報酬月額 240,000 円

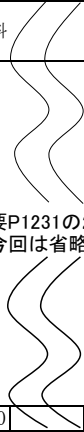
教職調整額 9,528 円 育児休業手当金

地域手当 1.5% 3,715 円 $240,000 \div 22 = 10,910$ (10円未満四捨五入)

義務教育特別手当 3,000 円 $10,910 \times 67/100 = 7,309$ (1円未満切捨て) A

通勤手当 4,300 円 $10,910 \times 50/100 = 5,455$ (1円未満切捨て) B

(課税対象額) 100 円

月 日	給 料	住 居 手 当	期末勤勉 手当	育児休業 手当金	合計	内 容
H29 2.4 ～ 2.28	事務提要P1231の29参照 (今回は省略)			124,253	124,253	A × 17 日
3.1 ～ 3.31				168,107	168,107	A × 23 日
4.1 ～ 4.30				146,180	146,180	A × 20 日
5.1 ～ 5.31				168,107	168,107	A × 23 日
6.1 ～ 6.30				184,810	160,798	A × 22 日
7.1 ～ 7.31				153,489	153,489	A × 21 日
8.1 ～ 8.31				129,173	129,173	A × 2 日
9.1 ～ 9.30				114,555	114,555	B × 21 日
10.1 ～ 10.31				120,010	120,010	B × 22 日
11.1 ～ 11.30				120,010	120,010	B × 22 日
12.1 ～ 12.31				32,730	32,730	B × 6 日
H30 1.1 ～ 1.31					0	H29.6 期末勤勉手当計算 (H28.12.2～H29.6.1) 期末:(238,200+9,528+3,715) × 122.5/100 × 60/100=184,810 除算:H29.2.4～H29.6.1 3月29日 3月29日 × 1/2=1月29.5日 在職期間6月-1月29.5日=4月0.5日 (60%) 勤勉:勤務実績なし→支給なし 12/8まで支給
2.1 ～ 2.3					0	
合 計	0	0	184,810	1,437,412	1,622,222	

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成29年2月4日
名取市立名取小学校
校長 関上 一郎 印

資料2 1歳に達した時(育児休業手当金が終了したとき)

給 与 支 給 見 込 証 明 書

資料2

1 学校名 名取市立名取小学校

2 職 氏名 教諭 高舘 みどり

3 給与支払見込期間 平成29年12月9日 ～ 平成30年12月8日

4 見込証明額 0 円

5 出産日(産後休暇期間) 平成28年12月9日 (##### ～ 平成29年2月3日)

6 育児休業期間 平成29年2月4日 ～ 平成31年3月31日 子が1歳に達した日 平成29年12月8日

7 職務復帰日 平成31年4月1日

8 給与関係 教育 (二) 2 級 32 号俸 平成29年1月1日発令

給料 238,200 円 標準報酬等級 15 級 標準報酬月額 240,000 円

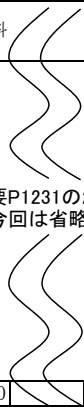
教職調整額 9,528 円 育児休業手当金

地域手当 1.5% 3,715 円 $240,000 \div 22 = 10,910$ (10円未満四捨五入)

義務教育特別手当 3,000 円 $10,910 \times 67/100 = 7,309$ (1円未満切捨て) A

通勤手当 4,300 円 $10,910 \times 50/100 = 5,455$ (1円未満切捨て) B

(課税対象額) 100 円

月 日	給 料	住 居 手 当	期末勤勉 手当	育児休業 手当金	合計	内 容
H29 12.9 ～ 12.31	事務提要P1231の29参照 (今回は省略)				0	
H30 1.1 ～ 1.31					0	
2.1 ～ 2.28					0	
3.1 ～ 3.31					0	
4.1 ～ 4.30					0	
5.1 ～ 5.31					0	
6.1 ～ 6.30					0	
7.1 ～ 7.31					0	
8.1 ～ 8.31					0	
9.1 ～ 9.30					0	
10.1 ～ 10.31					0	
11.1 ～ 11.30					0	
12.1 ～ 12.8					0	
合 計	0	0	0	0	0	

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成29年12月9日
名取市立名取小学校
校長 関上 一郎 印

育児休業の場合

平成29年6月 期末勤勉手当に係る除算期間内訳書

学校名	名 取 小 学 校	職 名	教 諭
コード	1 2 3 4 5 6	氏 名	高 館 み ど り
		職員番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
除 算 理 由	育児休業（産前産後休暇 28.10.21 ～ 29.2.3 ）※28.12.9出産		
休 暇 等 承 認 期 間	平成29年2月4日 ～ 平成32年3月31日		
除 算 期 間	平成29年2月4日 ～ 平成29年6月1日		

○ 期末手当

除算期間内訳		除算期間	在職期間	期末手当 在職期間率
1月目	2/4 ～ 3/3	3 月	4 月 0.5 日	60 / 100
2月目	3/4 ～ 4/3			
3月目	4/4 ～ 5/3			
4月目	～			
5月目	～			
6月目	～			
端数(日)	5/4 ～ 6/1	29 日	4 月 0.5 日	60 / 100
計		(A) 3 月 29 日		
育児休業の場合	(A) × 1/2	1 月 29.5 日		

○ 勤勉手当

※病気休暇の場合	休暇期間の延日数	日 (一) 左のうち週休日・休日の日数	日 (二) (a)	日
	(a)の日数が30日を	超える (除算期間計算必要)	超えない (除算期間計算不要)	
除算期間内訳		除算期間	勤務期間	勤勉手当 勤務期間率
1月目	～	月	月 日	0 / 100
2月目	～			
3月目	～			
4月目	～			
5月目	～			
6月目	～			
端数(日)(B)	～	日	月 日	0 / 100
計		(C) 月 日		
病気休暇の場合	(B)の期間のうち週休日・休日の日数	(D) 日		
除算の合計 (C) - (D)		月 日		

備 考

※講師の在職期間は、「除算」ではなく「通算」するので、本内訳書の作成は不要であること。

配偶者の扶養手当について

育児休業開始時には妻の向こう1年間の所得見込額が年額130万円以上見込まれたため扶養親族として認定できなかった場合でも、その後、育児休業手当金支給の終了や育児休業期間の延長など、職員の扶養関係に影響を及ぼす新たな事実が発生した場合には、その事実が発生した時点で改めて向こう1年間の所得見込額を算出し、その額が所得限度額未満と見込まれ、かつ残りの育児休業期間中、主として夫に扶養されると認められる場合には、当該期間中、夫の扶養親族として認定されます。

妻が育児休業を取得し、所得要件を満たして扶養手当を受給していても、育児休業の途中で復帰（次子の産前休暇に入る場合を含む）することにより、所得要件を満たさなくなるときは、復帰日から取消となります。

□税法上の配偶者控除

平成29年

配偶者（みどりさん）の収入について確認

次ページ参照

（収入額によっては、配偶者特別控除の対象となる場合もあります）

平成30年も所得は0円なので、配偶者控除が受けられます。

平成31年は3月31日まで育児休業です。4月1日に復帰すれば、給与収入は130万を超えると見込まれますので、配偶者控除は受けられません。

扶養控除（異動）申告書の記入を忘れずに行いましょう。

【提出書類】K05 配偶者の有無及び所得税扶養控除等修正報告書提出

記入例

平成 29 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等		昭和の支援者の 名称（氏名）	宮城県知事 村井 嘉浩	（フリガナ） あなたの氏名	タカダテ マスオ 高館 マスオ	あなたの生年月日 昭和 年 月 日	配 有	保たぬ地方につ いての保護監督 等申渡書の提出 （提出していない場合は、提出が義務づけられていない） てくたさな。
仙台北 区振替所長	昭和の支援者の 法人（個人）番号	昭和申請書の提出をうけた昭和の支援者の住所を記入してください。	あなたの個人番号	あなたの生年月日 昭和 年 月 日	高館マスオ	あなたの税別 本人	有	
名取 市区町村長	昭和の支援者の 所在地（住所）	仙台市青葉区本町三丁目8番1号	あなたの住所 又は 居所	（郵便番号） 981-12**	名取市***			

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 of いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名		あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由 (平成29年中に異動があった場合は記載してください。(以下同じ。))
	氏名	番号				
A 控除対象配偶者	(カダチ ミドリ) 高館 みどり			昭和27年11月1日生	与野市立大宮南小学校(平12年度)	給与 (477,419) 0 ^[1] 育休手当金(1,437,412)
B 控除対象扶養親族(16歳以上) [平14.1.1以前生]				昭和28年11月1日生	与野市立大宮南小学校(平12年度)	H29.2.4~ 育休により継続
C 御養子、重婚、西表又は勤務学生	区分	該当者	本人	控除対象配偶者	扶養親族	2 寡婦 3 特別の寡婦 4 寡夫 5 勤務学生
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	(フリガナ)氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者の氏名 (カダチ 裕樹)	住所又は居所

○住民税に関する事項

氏名	個人番号	あなたの 続柄	生年月日	住所又は居所	除籍番号 外国氏名	平成29年中 所得の総額	異動月日及び事由
(住民氏名) 関する事項 16歳未満の 扶養親族 (平14.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名 (タカデ カーナ) 高館 カーナ		長男 平 28'12'9	名取市***		0 円	
			平 . . .				
			平 . . .				

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

扶

この申告書は、あたのたの事について、配偶者や扶養親族に該当する人がある場合、障害者控除などの控除を受けたために提出するものである。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がある場合、障害者控除などの控除を受けたために提出する必要がある。この申告書は、2か所から給付の額を受けている場合には、そのうちの1か所から提出することができ、また、この申告書と裏面の「申告についての注意」一帯を、平成28年1月1日現在に所得税法附則第1条の規定に基づいて作成してあります。

【参考資料】夫 所得税配偶者控除を受けるための証明書

給 与 (報 酬) 支 払 証 明 書

- | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------|------------------|-------------|-------------|------------------|-----------|--------------------|--------|-----------|--|--|
| 1 | 学校名 | 名取市立名取小学校 | | | | | | | | | |
| 2 | 職 氏名 | 教諭 高筈 みどり | | | | | | | | | |
| 3 | 給与支払見込期間 | 平成29年1月1日 | ～ | 平成29年12月31日 | | | | | | | |
| 4 | 出産日(産後休暇期間) | 平成28年12月9日 | (| 平成28年12月10日 | ～ | 平成29年2月3日 |) | | | | |
| 5 | 育児休業期間 | 平成29年2月4日 | ～ | 平成31年3月31日 | | | | | | | |
| 6 | 職務復帰日 | 平成31年4月1日 | | | | | | | | | |
| 7 | 給与関係 | 教育 (二) 2 級 32 号俵 | 平成29年1月1日発令 | | | | | | | | |
| | | 給料 | 238,200 円 | | 標準報酬等級 | 15号俵 | | 標準報酬月額 | 240,000 円 | | |
| | | 教職調整額 | 9,528 円 | | 育児休業手当金 | | | | | | |
| | | 地域手当 | 3,715 円 | | 240,000 ÷ 22＝ | | 10,910 (10円未満四捨五入) | | | | |
| | | 義務教育特別手当 | 3,000 円 | | 10,910 × 67/100＝ | | 7,309 (1円未満四捨捨て) | | A | | |
| | | 通勤手当 | 4,300 円 | | 10,910 × 50/100＝ | | 5,455 (1円未満四捨捨て) | | B | | |
| | | (課税対象額) | 100 円 | | | | | | | | |

月	日	給	料	教 調	職 整	額 地 手	城 当	義 務 手	特 当 扶 手	義 當 通 手	勤 当 住 手	居 当	期 末 勤 勉 手 当	合 計	育 児 休 業 手 当 金 (非 課 税)	内 容
H29	1.1	～	1.31	238,200	9,528	3,715		3,000	0	0	0	0	254,443	0		
	2.1	～	2.3	35,730	1,429	557		450	0	0	0	0	38,166	0		日割り 3/20
	2.4	～	2.28	0	0	0		0	0	0	0	0	0	124,253	A × 17 日	
	3.1	～	3.31	0	0	0	H29.6期末勤勉手当 (H28.12.2～H29.6.1) 期末: (238,200+9,528+3,715) ×122.5/100×60/100=184,810 勤勉:勤務実績なし							0	168,107	A × 23 日
	4.1	～	4.30	0	0	0								0	146,180	A × 20 日
	5.1	～	5.31	0	0	0								0	168,107	A × 23 日
	6.1	～	6.30	0	0	0								0	0	0
	7.1	～	7.31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	153,489	A × 21 日	
	8.1	～	8.31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,618	A × 2 日	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114,555	B × 21 日	
	9.1	～	9.30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114,555	B × 21 日	
	10.1	～	10.31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120,010	B × 22 日	
	11.1	～	11.21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120,010	B × 22 日	
	12.1	～	12.31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,730	B × 6 日	
	合	計		273,930	10,957	4,272		3,450	0	0	0	0	184,810	477,419	1,437,412	

上記のとおり相違ないことを証明します。

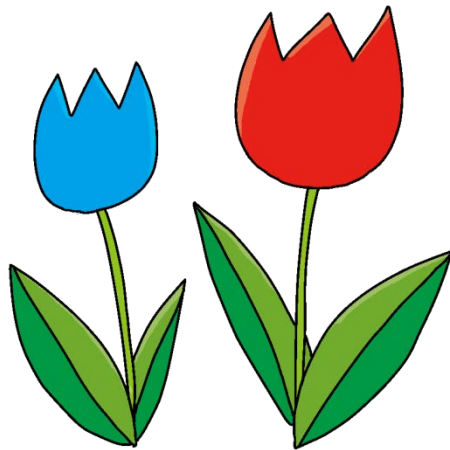
平成29年10月〇〇日

名取市立名取小学校

校長 関上 一郎



4 モデルケース 2



☆ モデルケース 2

高舘みどりさんは、第1子の育児休業中に第2子を妊娠したものの、13週目で流産してしまいました。

このモデルケースでは、どのような事務手続きをする必要があるのか、確認していきます。



本人	産後休暇 → ← 育児休業 →				← 産後休暇 →		← 再度の育児休業 →		職場復帰						
	出産日 H28.12.9		H29.2.3 H29.2.4		1歳 H29.12.9		第2子妊娠 H30.11.21流産			H31.1.16 H31.1.17		2歳3ヵ月 H31.3.31		H31.4.1	
	育児休業申請				養育状況変更届		産後休暇届出 (11.22~1.16)			再度の育児休業申請				養育状況変更届	
	代替配当申請		代替配当申請												
	通勤手当の停止		通勤手当の停止												
			期末手当							期末手当					
	産後掛金免除		育児休業等掛金免除				産後掛金免除			育児休業等掛金免除					
夫			育児休業手当金												
					妻の扶養手当		扶養手当の認定取消								
	H29.1.1		所得税配偶者控除												
	乳幼児医療費助成申告書														

＜高館みどりさんの出産・育児に伴う手続きについて ②＞

モデルケース2では・・・

第1子の育児中に第2子を妊娠したものの、妊娠13週以上で流産したケースにおける手続きについてです。

☆ モデルケース 2

妻	産後休暇 H28.12.9	育児休業 1歳 H29.12.9	第2子妊娠	13週以上で流産 H30.11.21	産後休暇 H31.1.16	育児休業(再) 2歳3ヵ月 H31.3.31	職場復帰 H31.4.1
---	------------------	------------------------	-------	-----------------------	------------------	------------------------------	-----------------

モデルケース 2	服 務	給 与			共 済	互助会	児童手当
		諸 手 当		税 金			
		本人 手続き	夫 手続き	夫 手続き			
第1子出産日 (H28.12.9)			子の扶養手当	住民税控除	出産費 乳幼児医療費助成制度該当/非該当報告	出産祝金	認定請求
産後休暇 (H28.12.10～H29.2.3)	特別休暇(産後休暇)						
第1子の育児休業 (H29.2.4～H31.3.31)	育児休業	期末勤勉手当		所得税控除	育児休業手当金 育児休業等掛金免除		
第1子 1歳 (H29.12.9)			妻の扶養手当				
第2子妊娠	代替配当申請						
第2子13週以上で流産 (H30.11.21) (第1子1歳1ヵ月)	養育状況変更届(第1子)				出産費	出産見舞金	
第2子の産後休暇 (H30.11.22～H31.1.16)	特別休暇(産後休暇)	給与・期末手当支給 通勤手当停止(12・1月)	妻の扶養手当の 認定取消		育児休業等掛金免除変更 産後掛金免除		
第1子の再度の育児休業 (H31.1.17～H31.3.31)	再度の育児休業申請				育児休業等掛金免除		
職場復帰 (H31.4.1)	養育状況変更届						

の部分は、モデルケース1と同じ。

育児休業中に妊娠した場合の事務処理について

ケース 2 の場合

育児休業→産後休暇→再度の育児休業

出産日（妊娠 13 週流産）当日は、育児休業。

翌日から産後休暇となる。

本人に関すること

服務

第 1 子の養育状況変更届

産後休暇の届出

第 1 子の再度の育児休業の申請

給与

通勤手当の停止

（このケースでは）期末手当の支給

共済組合

第 1 子の育児休業等掛金免除変更申出書の提出

第 2 子の産前産後休業掛金免除申出書（出産日が確定しているのでこれでよい）

第 2 子の出産費請求

第 1 子の育児休業掛金免除申出書の提出（再度の育児休業の分）

互助会

第 2 子の出産見舞金請求（夫も請求できる）

掛金納入（特別休暇中は免除とならない）

その他

夫が受給している扶養手当の取消

（ケースによっては）所得税の配偶者控除をはずす

再度の育児休業に入った時点で、向こう 1 年間の収入確認

講師に関すること

第 1 子の育児休業が終了するので、事故やみ報告書

第 2 子の産後休暇に関する臨時的任用職員配当申請

第 1 子の再度の育児休業に関する臨時的任用配当申請

産休・育休中の職員は、一連の休暇の中で上記のような事務処理が必要となることを認識しておらず、学校への連絡が遅れてしまうこともあるようです。休暇取得中の職員と連絡を密に取り、事務手続きのまれや遅れのないよう注意が必要です。

職務復帰(第2子 13週流産による産後休暇開始)

給 与 支 給 見 込 証 明 書

- 1 学校名

名取市立名取小学校
- 2 職 氏名

教諭 高館 みどり
- 3 給与支払見込期間

平成30年11月22日 ～ #####
- 4 見込証明額

2,486,793 円
- 5 出産日(産後休暇期間)

平成30年11月21日 (##### ～ 平成31年1月16日)
- 第1子育児休業中(H29.2.4～H31.3.31)に第2子 13週にて死産。
- 6 育児休業期間

平成31年1月17日 ～ 平成31年3月31日 (第1子の再度の育児休業)
- 7 職務復帰日

平成31年4月1日
- 8 給与関係

教育 (二) 2 級 32 号俸

11/22職務復帰,1/1昇給,
4/1職務復帰で昇給ありますが,
今回は昇給なしで算出しました。

給料

238,200 円

標準報酬等級 15号俸

標準報酬月額 240,000

教職調整額

9,528 円

育児休業手当金

地域手当 1.5%

3,715 円

240,000 ÷ 22 =

10,910 (10円未満四捨五入)

義務教育特別手当

3,000 円

10,910 × 67/100 =

7,309 (1円未満切捨て) A

通勤手当

4,300 円

10,910 × 50/100 =

5,455 (1円未満切捨て) B

(課税対象額)

100 円

月 日	給 料	教 職 調 整 額	地 手 城 当	義 務 特 手 当	扶 手	養 通 手 当	勤 当	住 手	居 当	期末勤勉 手当	育児休業 手当金	合 計	内 容
H30 11.22 ～ 11.30	75,790	3,031	1,182	954	0	0	0	0	0	0	0	80,957	日割り 7/22
12.1 ～ 12.31	238,200	9,528	3,715	3,000	0	0	0	0	0	207,440	0	461,883	
H31 1.1 ～ 1.31	124,278	4,971	1,938	1,565	0	0	0	0	0		0	132,752	日割り 12/23
2.1 ～ 2.28											0	0	
3.1 ～ 3.31											0	0	
4.1 ～ 4.30	238,200	9,528	3,715	3,000	0	4,300	0	0	0		0	258,743	
5.1 ～ 5.31	238,200	9,528	3,715	3,000	0	4,300	0	0	0		0	258,743	
6.1 ～ 6.30	238,200	9,528	3,715	3,000	0	4,300	0	0	0	313,045	0	571,788	
7.1 ～ 7.31	238,200	9,528	3,715	3,000	0	4,300	0	0	0		0	258,743	
8.1 ～ 8.31	238,200	9,528	3,715	3,000	0	4,300	0	0	0		0	258,743	
9.1 ～ 9.30	238,200	9,528	3,715	3,000	0	4,300	0	0	0		0	258,743	
10.1 ～ 10.31	238,200	9,528	3,715	3,000	0	4,300	0	0	0		0	258,743	
11.1 ～ 11.21	238,200	9,528	3,715	3,000	0	4,300	0	0	0		0	258,743	
～												0	
合 計	2,343,868	93,754	36,555	29,519	0	34,400	0	0	0	520,485	0	3,058,581	

(期末勤勉内訳)

H30.12 期末勤勉手当計算(H30.6.2～H30.11.21)

期末:(238,200+9,528+3,715)×137.5/100×60/100=207,440

除算:H30.6.2～H30.11.21 5月20日

5月20日×1/2=2月25日 在職期間6月-2月25日=3月5日

勤勉:勤務実績なし→支給なし

H31.6 期末勤勉手当計算(H31.1.17～H31.3.31)

期末:(238,200+9,528+3,715)×122.5/100×60/100=184,810

除算:H31.1.17～H31.3.31 2月15日

2月15日×1/2=1月7.5日 在職期間6月-1月7.5日=4月22.5日

勤勉:(238,200+9,528+3,715)×85/100×60/100=128,235

除算:H31.1.17～H31.3.31 2月15日 勤務期間6月-2月5日=3月25日

上記のとおり相違ないことを証明します。

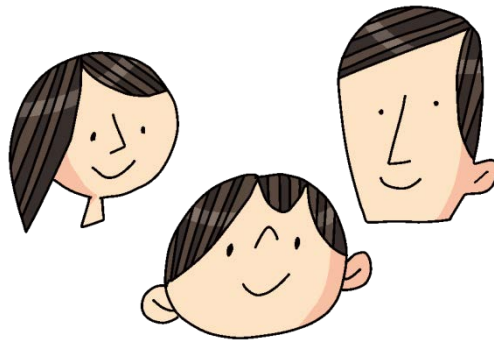
平成30年11月22日

名取市立名取小学校

校長 関上 一郎 印

巻末資料①

出産・育児休暇中に取得できる特別休暇



出産・育児期間中に取得出来る特別休暇

学校職員の勤務時間、休暇等に係る規則第20条

<女子職員>

号	種類（内容）	期間	留意事項	手続き （添付書類）
6	妊娠障害（つわり） 	10日以内で必要と認められる期間 ※一妊娠期間を通じて継続して又は断続して10日以内を認めるものとし、この場合時間単位で付与して差し支えない。	妊娠中（医師又は助産婦により妊娠が確認された時から出産まで）の女子学校職員が妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが著しく困難である場合。	診断書、母性健康管理指導事項連絡カード等
7	妊娠中の交通混雑の緩和（通勤緩和）  	1日1時間又は 1日2回各30分	妊娠中の女子学校職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度（※1）が母胎又は胎児の健康保持に影響があるものと認められる場合（※2）。 ※1：電車・バス等の一般交通機関がおおむね定員を超過している状態。また、職員が自家用車を運転する場合は、道路の混雑も含まれる ※2：母子保健法の規定に基づく保健指導又は健康診査を受け、医師等から通勤緩和の指導を受けた場合	母性健康管理指導事項連絡カードによることが望ましい
8	母子保健法による保健指導又は健康検査	必要と認められる期間 1回に月1日の正規の勤務時間の範囲内で必	妊娠中又は出産後1年以内に母子保健法第10条に規定する保健指導または同法第13条	健康診査・保健指導書、母子手帳の写し

	◇妊娠満 2 3 週まで ： 4 週間に 1 回 ◇妊娠満 2 4 週～ 満 3 5 週まで： 2 週間に 1 回 ◇妊娠満 3 6 週～ 出産まで： 1 週間に 1 回 ◇出産後 1 年まで ： 1 年以内に 1 回	要と認められる時間	に規定する健康診査を受ける場合。	
9	妊娠中の女子職員の母胎又は胎児の健康保持のための休息、補食時間 	1 5 分単位で必要と認められる期間 ①正規勤務時間等の始めから連続する時間 ②正規勤務時間等の終わりまで連続する時間	業務が母胎又は胎児の健康保持に影響があるとして適宜休息し、又は補食する場合※ ※1 休暇の取得は、保健指導又は健康診査を受け、医師等から指導を受けた場合	医師等の指導が記載された書面、母性健康管理指導事項連絡カードによることが望ましい
1 0	妊娠 1 2 週未満で流産した場合	1 0 日以内で必要と認められる期間	期間の決定は医師の診断書、証明書等による	診断書、証明書等
1 1	産前休暇	出産の日までの申し出した期間	8 週間（多児妊娠は 1 4 週間）以内に出産する予定の職員が請求した場合 <u>※出産当日は産前 8 週間に含む</u>	出産予定日を証明する書類
1 2	産後休暇	出産した翌日から 8 週間	・妊娠満 1 2 週以後の分娩をいい、死産及び流産を含む ・産後 8 週間は就業させてはならない	出産証明書あるいは出生届出済証明書の写し
1 3	育児時間（女子）	1 日 2 回それぞれ 1 時間以内又は 3 0 分で合計して 9 0 分以内 ①朝 30 分・夕方 60 分 ②朝 0 分・夕方 90 分 等	生後満 1 年 6 箇月に達しない子を育てる場合（乳幼児のところまでの往復時間も含まれる）	母子手帳の写し等 一部取り消しを申し出る場合は、特別休暇承認取消承認

				書（様式第9）による。
18	子の健康診断又は予防接種等の受診を介助する場合	必要と認められる期間	中学校就学の始期に達するまでの子が健康診断又は予防接種を受ける場合	母子手帳の写し, 予防接種カレンダー, 予防接種の通知書, 領収証の写し
20	子の看護休暇 	一歴年（1月～12月）5日以内で必要と認められる期間 中学校就学始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日 継続又は断続して5日以内, 時間単位でも可能	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む）が負傷または疾病のため看護を必要とする場合※ ※治療又は療養中の看病, 通院等の世話（リハビリは含まない）	病院にかかった場合は, 領収証の写し, 薬袋の写し等 やむを得ず医療機関の診察を受けない場合は, その事情、症状を記載した疎明書

<男子職員>

号	種類（内容）	期間	留意事項	手続き （添付書類）
14	育児時間（男子）	1日2回それぞれ1時間以内又は30分で <u>その妻が取得する時間と合計して90分以内</u>	生後満1年6箇月に達しない子を育てる場合 ・妻が就労しておらず、負傷等により又は、介護、就労等のため子の養育が困難であるとき	母子手帳の写し等 一部取消を申し出る場合は、特別休暇承認取消申請書（様式第9）による。
16	妻の出産	2日以内 （時間単位でも可） 妻の出産に係る入院等の日から出産日後の2週間までの間において2日以内で必要と認められる期間	妻の出産に伴い勤務しない事が相当であると認められる場合※ ※入院・退院時の付き添い、入院中の世話、子の出生の届出等	母子手帳の写し、入院証明書等
17	男性職員の育児休暇	5日以内 （時間単位でも可） 妻の出産予定日の8週間（多児妊娠の場合は14週間）前の日から該当出産日の後8週間を経過する期間内において5日以内で必要と認められる期間	当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む）の養育のために勤務しない事が相当であると認められるとき	母子手帳等
18	子の健康診断又は予防接種等の受診を介助する場合	女子職員と同様		
20	子の看護休暇 	女子職員と同様		

特 別 休 暇 に 関 す る Q & A

Q1 第13号 女子職員の育児時間

（女子職員が生後1年6箇月に達しない子を育てる場合）

1日2回それぞれ1時間以内又は30分 合計1日90分以内を取得する場合、
朝1時間の育児時間に続けて、年休を取得することは可能ですか？

A1 育児時間＋年休の取得は不可となります。

規則等で明記されてませんが、育児時間の前後に勤務していることが前提（趣旨）となります。
育児時間前後に年休を取得する場合、趣旨に反するので事前に届け出ている育児時間は取り消すことになります。

そもそもの趣旨として、勤務している職員が授乳などのため一時的に勤務できなくなる場合の休暇となっています。

Q2 第16号 妻の出産（2日以内）

第17号 男子職員の育児参加（5日以内）

どちらも該当期間内であれば、時間単位の付与が可能ですか？

例）第16号 2週間を経過するまでの日までの期間内であれば、
3時間×3日＋3時間30分×1日

A2 可能です。

人事委員会規則八の六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の運用
について（12）第16号について イ（13）第17号について イ に明記されて
います。

Q3 第20号 子の看護休暇

中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日と
なっているが、1人が4月から中学校に入学した場合の取扱はどうなりますか？

A3 1月～3月で8日取得済みの場合・・・4月以降 20号の残は0日

1月～3月で4日取得済みの場合・・・4月以降 20号の残は1日 となります。

卷末資料②

參考樣式



【参考】

産休・育休に入る先生へ
お子さんが生まれる先生へ

【服務関係】

特別休暇簿（様式 5－1）
特別休暇承認取消申請書（様式第 8）
臨時的任用職員配当申請書
事故やみ報告書
育児休業承認請求書（様式第 1 号） 本人
育児休業承認請求書（様式第 1 号） 夫
育児休業承認請求書（様式第 1 号） 本人 再度の育児休業
部分休業承認請求書（様式第 5 号）
部分休業承認報告書（別記様式第 2 号）
養育状況変更届（様式第 3 号）

【給与関係】

扶養手当支給申請に係る申立書
給料減額報告書（K 6 1）

【共済関係】

産前産後休業掛金免除申出書（別紙様式第 1 4 号の 1 の 4）
産前産後休業掛金免除変更申請書（別紙様式第 1 4 号の 1 の 4 の 2）
育児休業等掛金免除／育児部分休業等掛金免除申出書（様式第 1 4 号の 1 の 2）
出産費等内払金支払依頼書／出産費・家族出産費請求書
出産費及び家族出産費請求書（受取代理用）
育児休業手当金（変更）請求書
標準報酬等級表（平成 2 8 年 1 0 月～）

～ 産 休 ・ 育 休 に 入 る 先 生 へ ～

氏名	先生									
出産予定日	年	月	日							
産前休暇	年	月	～ 日	～	年	月	日			
産後休暇(予定)	年	月	～ 日	～	年	月	日	出産の連絡がありましたら、お知らせします		

出産費に関する確認（出産費について病院からどのような説明を受けていますか？）

☐ 直接支払制度の利用 有 ・ 無 ☐ 受取代理制度

給与に関すること

共済掛金 ○月分から免除。（産前6週から免除となります）
 所得税 年末調整が受けられます。時期がきたら連絡します。
 住民税 育児休業に入った以降の分は、後日自宅に振込用紙が届きます。
 貸付弁済金 育休中は申出することにより償還猶予が受けられます。
 復帰後、毎月償還（倍返し）又は、1回か2回での割賦で償還を選べます。
 育児休業中でも、貸付申込は可能です。
 財形控除 一般 育児休業に入ると中断されます。
 年金・住宅 " 2年を超えて育休を取得する場合には、事前に金融機関で手続きすることで、
 非課税措置を受けられます。復帰時には再開手続きが必要です。
 期末勤勉手当 ○月分の期末手当・勤勉手当は支給されます。

校内控除に関すること

互助会掛金 月の初日から末日まで育児休業中は免除（産休中は免除にならない）
 互助会団体保険 自分の加入している保険会社に連絡し、手続きをしてください。
 弘済会（ジブラルタ） 保険会社に連絡し、手続きして下さい。
 厚生部 育休中は掛金の中断が出来ます。
 出産祝い金の請求が出来ます。（請求書・厚生部ホームページ）
 組合費 組合に確認してください
 生協 保険会社に連絡し、手続きして下さい。
 生協に連絡し、手続きして下さい。
 親睦会 例）○月分まで控除。
 給食費 例）○月分給料で精算。個別精算。
 その他

産休中は給与が支給されます。育児休業中は月ごとに土・日の日数を除いた日数分の育児休業手当金が給付されます。
 育休開始後2ヶ月程度たってから給付スタートとなります。手当金の金額の目安は、月〇〇円程度です。（67% 50%）

育児休業について

お子さんが3歳の誕生日前日まで取得可能。
 延長は、特別の事情がある場合を除き1回に限られています。よく考えて期間を決めて下さい。
 育児休業を取得する1ヶ月前までに市町村教委を経由して県教委へ提出しなければなりません。
 名前が決まり次第、速やかに提出してください。

出産後提出していただく書類

- ☐ 育児休業承認請求書 母子手帳の写し添付
☐ 出産祝金請求書
☐ 出産費請求書
☐
☐

宮城県教育委員会 教職員課のホームページに
 育児休業Q&A がのっていますので、産前休暇
 中にぜひご覧ください。

～ もうすぐお子さんが生まれる先生へ～

氏名

特別休暇

第16号 配偶者出産補助休暇 2日 時間単位で取得可

第17号 育児参加休暇 5日 時間単位で取得可

扶養手当 母子手帳の写し

配偶者が民間企業に勤務の場合 扶養手当を受給していないことの証明書

児童手当 出生届をお住まいの市町村に出す場合は、その時に一緒にとって来ていただくと、スムーズです。

☐ 世帯全員の住民票(続柄省略しないもの)

☐ 所得証明書 夫と妻の分 (額改定の場合は不要)

乳幼児医療助成申告 乳幼児医療の申請をしましたか？

該当・非該当がわかりましたら、連絡ください。

マイナンバー

お子さんのマイナンバーが決定し、通知書が届きましたら、連絡ください。

(共済組合・児童手当)

出産祝金請求

配偶者に関する確認

配偶者の扶養手当を受給している場合

☐ 出産費に関する確認(出産費について病院からどのような説明を受けていますか？)

☐ 直接支払制度の利用 有・無

☐ 受取代理制度

配偶者が働いている場合

☐ 奥さんがお子さんの扶養手当を受給していないことの証明書を会社から発行してもらってください。

☐ 育児休業を取得しますか？

取得する場合 期間はいつまでですか？

宮城県教育委員会 教職員課のホームページに育児休業Q&Aが載っています。

お時間のある時に、ぜひご覧ください。

平成 28 年															
特 別 休 暇 簿															
所 属		名取市立名取小学校													
職	教諭	氏名	高 館 みどり												
人事委員会規則8-6（学校職員の勤務時間，休暇等に関する規則）第25条第1項の 規定に基づき，特別休暇を請求し（届け出）ます。															
請 求 ・ 届 出										決 裁					
月 日	休 暇 期 間		日 数 時 間 分	事 由		*	*	*	本人印	承認の 可否	承 受 月	認 理 日	所属長 の印	備考	
産前休暇 分娩予定日のわかるものを添付															
8	25	自 10 21 至 12 15	56 日 時間 分	産前休暇 出産予定日 平成28年12月15日					印	☐ 承認 ☐ 不承認 ☒ 受理	8	25	閑 上		
予定日より前に生まれた場合の産後休暇 出生証明書等を添付 産前休暇の承認取消申請書も提出										このように 暦年をまたぐ休暇については、 翌年の特休簿に転記してもよい					
12	9	自 12 10 至 2 3	56 日 時間 分	産後休暇 出産日 平成28年12月 9日					印	☐ 承認 ☐ 不承認 ☒ 受理	12	9	閑 上		
参考：予定日より後に生まれた場合（12月22日に生まれた場合） 産前休暇の延長分と産後休暇 出生証明書等を添付										延長期間のみを記入					
12	22	自 12 16 至 12 22	7 日 時間 分	産前休暇の延長 出産日 平成28年12月22日					印	☐ 承認 ☐ 不承認 ☒ 受理	12	22	閑 上		
12	22	自 12 23 至 2 16	56 日 時間 分	産後休暇 出産日 平成28年12月22日					印	☐ 承認 ☐ 不承認 ☒ 受理	12	22	閑 上		
		自 至	日 時間 分												
産後休暇 妊娠12週以後の死産の場合															
11	21	自 11 22 至 1 16	56 日 時間 分	産後休暇 流産（〇〇週） 平成30年11月21日					印	☐ 承認 ☐ 不承認 ☒ 受理	11	22	閑 上		

※1 人事委員会規則8-6(学校職員の勤務時間，休暇等に関する規則)第20条第1項第11号から13号までの特別休暇及び同項第15号に規定する特別休暇については，届出及び受理とする。

※2 特別休暇(申請・届出)書(様式第5-2)により承認を受けた場合は，承認後当該承認のあった休暇期間等を転記すること。

※3 * 印の欄は，取得日数が決まっている特別休暇の残日数欄として使用すること。

（ 病 気 休 暇 ・ 特 別 休 暇 ・ 介 護 休 暇 ・ 介 護 時 間 ）

承 認 取 消 申 請 書

平成 28 年 12 月 9 日

名取市教育委員会教育長 殿

所 属 名取市立名取小学校

職 教諭

氏 名 高 舘 みどり 印

既に承認を得ている下記休暇について、承認取消しを申請します。

1 休 暇 区 分	病 気 休 暇 特 別 休 暇 ・ 介 護 休 暇 ・ 介 護 時 間					
2 既に承認を得ている休暇の 期 間	平成 28 年 10 月 21 日 ～ 平成 28 年 12 月 15 日					
3 承認の取消しを求めようとする 期 間	平成 28 年 12 月 10 日 ～ 平成 28 年 12 月 15 日					
4 摘 要	出産予定日前に出産したため					
受付年月日	平成 28 年 12 月 9 日			決裁年月日	平成 28 年 12 月 9 日	
決 裁 欄	教育長	校長	教頭		事務	受 付 28.12.9 名取小
	専決	印	印		印	

名 小 第 〇 〇 号
平成 28 年 8 月 25 日

名取市教育委員会
教育長 滝沢 翼 様

名取市立名取小学校
校長 関上 一郎

臨時的任用職員配当申請書

このたび下記のとおり職員の代替として、臨時的任用職員が必要となりましたので
配当されるよう関係書類を添えて申請します。

記
1 職員職・氏名 教諭 高舘 みどり

2 申請事由 産前産後休暇のため

3 希望配当期間 自 平成 28 年 10 月 21 日
至 平成 29 年 2 月 9 日

育児休業の場合
申請理由
育児休業のため
希望配当期間
平成29年2月 4日
平成29年3月31日

4 産前産後休暇の場合 育児休業希望の有無
☒ 有 ・ 無 （平成 31 年 3 月 31 日まで）

5 備考 出産予定日 平成 28 年 12 月 15 日
(中学校の場合)教科 〇〇

延長の場合
申請理由
平成28年12月22日出産
予定日(12月15日)より遅れたため延長
希望配当期間
平成29年2月10日
平成29年2月16日

担当 事務長 天井勝太郎
電話 000-000-0000

名 小 第 ○ ○ 号

平成 28 年 12 月 22 日

名 取 市 教 育 委 員 会
教 育 長 滝 沢 翼 様

名 取 市 立 名 取 小 学 校
校 長 関 上 一 郎

事 故 や み 報 告 書

下 記 の と お り 事 故 や み に な り ま す の で 報 告 し ま す。

記

職 名	氏 名	配 当 を う け た 期 間	出 産 日 ま た は 病 名	事 故 や み の 日	代 替 教 員 氏 名	任 用 期 間
教 諭	高 舘 み ど り	H28.10.21 ～ H29.2.9	H28.12.9	H29.2.4	〇 〇 〇 〇	H28.10.21 ～ H29.2.3

担 当 事 務 長 天 井 勝 太 郎
電 話 000-000-0000

(平成29年4月1日から新様式 続柄→続柄等)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

請求年月日 平成28年12月20日

宮城県教育委員会 殿
(所属長経由印)

請求者 所 属 名取市立名取小学校 (所属コード 123456)

職 名 教諭

氏 名 高 舘 みどり ⑩ (職員番号 1234567890)

地方公務員の育児休業等に関する法律

第2条第1項

」の規定に基づき、

育児休

第3条第1項

育児休

業の承認

を請求します。

業期間の延長

請 求 に 係 る 子	氏 名	高 舘 カーナ					
	続 柄 等	長男					
	生年月日	平成 ２８ 年 １２ 月 ９ 日 生					
請求の内容	☒ 育児休業の承認 ☐ 育児休業期間の延長 ☐ 再度の育児休業の承認 ☐ 再度の育児休業期間の延長 （再度の育児休業，再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の １歳６か月までの子の育児休業が必要な事情を記入） ----- -----						
請 求 期 間	平成２９年 ２月 ４日から 平成３１年 ３月３１日まで						
既 に 育 児 休 業 を し た 期 間	年 月 日から 年 月 日まで						
	年 月 日から 年 月 日まで						
配 偶 者	氏 名						
	育児休業の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで					
備 考							
(県教委記入欄)							
受理年月日	年 月 日					☐ 承 認 ☐ 不承認	
決裁年月日	年 月 日						
決 裁 欄						職 氏 名 印	

様式第1号（第3条関係）（平成29年4月1日から新様式 続柄→続柄等）
育 児 休 業 承 認 請 求 書

宮城県教育委員会 殿 (所属長経由印) 請求者 所 属 名取市立美田園中学校 (所属コード 654321) 職 名 教諭 氏 名 高館 マスオ ㊞ (職員番号 0987654321)						請求年月日 平成28年11月 1日	
地方公務員の育児休業等に関する法律 第2条第1項 第3条第1項 の規定に基づき、 業 の 承 認 業期間の延長 育児休業 育児休業 育児休業 育児休業 を請求します。							
請 求 に 係 る 子	氏 名	出生前に申請する場合は空欄で提出（1月前までに申請）。					
	続 柄 等	出生後名前が決まったら、再度、全てを記入したものを、提出。					
	生年月日	請求年月日は、それぞれ提出する日でよい。					
請 求 の 内 容	☒ 育児休業の承認 ☐ 育児休業期間の延長 ☐ 再度の育児休業の承認 ☐ 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入)						
請 求 期 間	平成29年 1 2 月 2 3 日から 平成30年 1 月 9日まで						
既 に 育 児 休 業 を し た 期 間	年 月 日から 年 月 日まで						
	年 月 日から 年 月 日まで						
配 偶 者	氏 名						
	育児休業の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで					
備 考							
(県教委記入欄)							
受理年月日	年 月 日					☐ 承認 ☐ 不承認	
決裁年月日	年 月 日						
決 裁 欄						職 氏 名 印	

(裏面)

- ① この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- ② 「請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- ③ 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「請求期間」欄及び「既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- ⑤ 「配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- ⑥ 備考欄には、（ア）請求に係る子以外の3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日、（イ）請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- ⑦ 該当する□にはレ印を記入すること。

様式第1号（第3条関係）（平成29年4月1日から新様式 続柄→続柄等）
育 児 休 業 承 認 請 求 書

宮城県教育委員会 殿 (所属長経由印) 請求者 所 属 名取市立名取小学校 (所属コード 123456) 職 名 教諭 氏 名 高館 みどり ㊞ (職員番号 1234567890) 請求年月日 平成30年12月 5日 地方公務員の育児休業等に関する法律 第2条第1項 第3条第1項 の規定に基づき、 業 の 承 認 業期間の延長 育児休業 育児休業期間の延長 を請求します。						
請 求 に 係 る 子	氏 名	高館 カーナ				
	続 柄 等	長男				
	生年月日	平成 28 年 12 月 9 日 生				
請求の内容	☐ 育児休業の承認 ☐ 育児休業期間の延長 ☒ 再度の育児休業の承認 ☐ 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業，再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入) ----- 第一子の育児休業中に第二子を妊娠したが妊娠〇〇週 死産のため、産後休暇を取得した。その期間が終了するため、再度の育児休業を請求するもの。					
請 求 期 間	平成31年 1月17日から 平成31年 3月31日まで					
既 に 育 児 休 業 を し た 期 間	平成29年 2月 4日から 平成30年 11月21日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
配 偶 者	氏 名					
	育児休業の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
備 考						
(県教委記入欄)						
受理年月日	年 月 日					
決裁年月日	年 月 日					
決 裁 欄						
					職 氏 名 印	

部 分 休 業 承 認 請 求 書

49

様式第 5 号（裏面）（第 13 条関係）

日付	休業の承認を取り消された時間		時間数	請求者印	所属長印	備考
	午前	午後				
4/5	時 分から 時 分まで	3時40分から 4時40分まで	1時間 分	印	印	特休
4/16	時 分から 時 分まで	3時40分から 4時40分まで	1時間 分	印	印	出張
4/30	8時10分から 9時10分まで	3時40分から 4時40分まで	2時間 分	印	印	年休
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	この裏面は、コピーして利用するとよい。 取消が多い場合は、月ごとに記入すると管理しやすい。					
	時 分まで	時 分まで	分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

月ごとに 市教委へ提出。

部 分 休 業 承 認 報 告 書

平成 31 年 5 月 〇 日

名取市教育委員会 殿

名取市立名取小学校
所属長名 校長 関上 一郎



地方公務員の育児休業に関する法律第19条第1項により部分休業を承認したので、下記のとおり報告します。

記

(平成 31 年 4 月分)

請 求 者		承 認 期 間 及 び 時 間		備 考
職 名	氏 名	期 間	時 間	
教諭	高館 みどり	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 31 年 4 月 30 日まで	38	
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
(県教委記入欄)				
受理年月日	平成 年 月 日			
決裁年月日	平成 年 月 日			
決 裁 欄				職 氏名 印

様式変更平成29年4月1日から ※マークの事由追加

様式第3号（第5条，第11条関係）

養 育 状 況 変 更 届

平成〇〇年 〇月 〇日

宮城県教育委員会 殿

(所属長経由印)

復帰日の1ヶ月前頃に市町村教委經由
して，県教委へ提出する。

所 属 〇〇 〇〇 (所属コード)

職 名 教諭

氏 名 〇〇 〇〇 ㊟ (職員番号)

育 児 休 業

次のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け
部 分 休 業

出ます。

1 届出の事由

☐ 育児休業等に係る子を養育しなくなった

☐ 同居しなくなった

☐ 負傷・疾病

☐ 託児できるようになった

☐ その他 ()

☐ 育児休業等に係る子が死亡した

☐ 育児休業等に係る子と離縁した

☐ 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された

☐ 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

※☐ 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事
件が終了した

※☐ 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定に
よる措置が解除された

☒ その他 (育児(部分)休業期間の満了 第2子の産後休暇取得のため(流産) など)

2 届出の事由が発生した日

〇〇 年 〇月 〇日 → 復帰日

扶養手当支給申請に係る申立書

平成29年 12月 9日

宮城県教育委員会 殿

所属 名取市立美田園中学校

職・氏名 教諭 高舘 マスオ 

妻 高舘 みどりは長男 カーナを平成28年12月9日に出産し、平成29年2月4日から平成31年3月31日まで育児休業を取得して長男の養育に専念しております。

平成29年12月8日に育児休業手当金支給期間が終了し、現在無収入になりましたので、主として私の収入により妻は生活を維持しており、このたび扶養手当を受給するため関係書類を添えて申請します。

記

1 添付書類

- (1) 戸籍抄本
- (2) 育児休業の辞令(写)
- (3) 給与支給見込証明書

給 料 減 額 報 告 書

平成31年5月1日

(所属長) 名取市立名取小学校

校長 関上 一郎

印

確 認 印	記 入 者 氏 名
	〇〇 〇〇

カード No.	所 属	氏 名	減 額 すべき 時間数	処 理 指 定	備 考
	所 属 コ ー ド	職 員 番 号			
1 2 3	4 5 6 7 8 9	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	20 21 22	80	
K 6 1	名 取 小 学 校 123456	高 館 み ど り 1234567890	38		H31. 4. 1～H32. 3. 31まで部分休業 (H31. 4月分)
K 6 1				※時間数が未確定の場合は、鉛筆書きで提出。 (添付書類) ・部分休業承認請求書裏面の写し ・出勤簿の写し ・部分休業の取消が勤務や出張によるものでない場合は、 それが分かる特休簿、年休簿等の写し 例月提出後、時間数に変更があった場合は、 教育事務所へFAXを送る。 (初回のみ添付するもの) ・部分休業承認請求書の写し ・市町村教委からの承認通知書の写し	
K 6 1					
K 6 1					
K 6 1					
K 6 1					
K 6 1					
K 6 1					
K 6 1					
K 6 1					
K 6 1					

1 枚中 1 枚目

宮 城 県

産前産後休業掛金免除 申出書

										所属所名		名取小学校					
										所属所コード		1	2	3	4	5	6
組合員	氏名		高館 みどり							生年月日	平成 〇〇 年 〇〇月 〇〇日						
	組合員証番号		1	2	3	4	5	6	7								8
産前産後休業の期間 (休業期間) * 産前 8 週～産後 8 週を記入								初 日		平成28年10月21日				平成30年11月22日			
								終了日		平成29年 2月 9日				平成31年 1月16日			
産前産後休業の期間 (掛金免除期間) * 産前 6 週～産後 8 週を記入								初 日		平成28年11月 4日				平成30年11月22日			
								終了日		平成29年 2月 9日				平成31年 1月16日			
出産予定日								平成28年12月15日				平成 年 月 日					
出産日								平成 年 月 日				平成30年11月21日					
出産（予定）種別								単 胎 ・ 多 胎									
地方公務員等共済組合法 第 1 1 4 条の 2 の 2 の規定により，産前産後休業期間に係る掛金免除を申し出ます。																	
公立学校共済組合宮城支部長 殿																	
平成 2 8 年 9 月 1 日 (平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日)																	
住所 名取市〇〇																	
申出者																	
氏名 高館 みどり 印																	
上記の記載事項は，事実と相違ないものと認めます。																	
平成 2 8 年 9 月 1 日 (平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日)																	
所属所所在地 名取市□□																	
所属所長 職名 校長 氏名 関上 一郎 印																	

※「産前産後休業の期間」の欄には、特別休業期間の初日と終了日を記入し、特別休業簿等の写しを添付してください。

※「産前産後休業の期間」の欄には、掛金免除となる産前 4 2 日（6 週間）、産後 5 6 日（8 週間）を記入し、産前産後休業に係る子の出産予定日（出産日）の確認できる書類（母子手帳等）を添付してください。なお、多胎妊娠の場合は産前 9 8 日（1 4 週間）です。

産前産後休業掛金免除 変更 申出書

												所属所名		名取小学校					
												所属所コード		1	2	3	4	5	6
組合員	氏 名		高 館 みどり										生年月日	平成 〇〇 年 〇〇月 〇〇日					
	組合員証番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0							
産前産後休業の期間 (当 初) * 当初の産前6週～産後8週を記入												初 日		平成 2 8 年 1 1 月 4 日					
												終了日		平成 2 9 年 2 月 9 日					
産前産後休業の期間 (変更後) * 実際の産前6週～産後8週を記入												初 日		平成 2 8 年 1 0 月 2 9 日					
												終了日		平成 2 9 年 2 月 3 日					
出産予定日												平成 年 月 日							
出産日												平成 2 8 年 1 2 月 9 日							
出産種別												単 胎 ・ 多 胎							
地方公務員等共済組合法 第114条の2の2の規定により、産前産後休業期間に係る掛金免除変更を申し出ます。 公立学校共済組合宮城支部長 殿 平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日 住所 名取市〇〇 申出者 氏名 高 館 みどり (印)																			
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日 所属所所在地 名取市□□ 所属所長 職名 校長 氏名 関上 一郎 (印)																			

- 1 掛金免除申出日は、出産日以降の日を記入してください。
- 2 産前産後休業の事実を証明する書類（特別休暇簿等の写）及び産前産後休業に係る子の出産日の確認できる書類（母子手帳等）を添付してください。

育児休業等掛金免除
育児部分休業等掛金免除

申出書

		所属所名		名取小					
		所属所コード		1	2	3	4	5	6

組合員	氏 名	高 館 みどり								生年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
	組合員証番号	1	2	3	4	5	6	7	8				

育児休業（部分休業）中の掛金免除申出日				平成29年2月6日	平成31年1月17日	
育児休業等の期間に係る掛金免除の申出	育児休業等の期間	初 日	平成29年2月4日	平成31年1月17日		
		終了日	平成31年3月31日	平成31年3月31日		
部分休業の期間に係る掛金の一部免除の申出	部分休業の期間	初 日	平成 年 月 日			
		終了日	平成 年 月 日			
育児休業（部分休業）に係る子の生年月日				平成 2 8 年 1 2 月 9 日		

根拠法令	地方公務員の育児休業等に関する法律				
	育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律				

地方公務員等共済組合法 **第 1 1 4 条の 2 第 1 項** の規定により，育児休業期間等に係る

掛金の **免 除** **第 1 1 4 条の 2 第 2 項** を申し出ます。

公立学校共済組合宮城支部長 殿

平成 2 9 年 2 月 6 日
(平成 3 1 年 1 月 1 7 日)

住所 名取市〇〇

申出者 氏名 高 館 みどり (印)

上記の記載事項は，事実と相違ないものと認めます。

平成 2 9 年 2 月 6 日
(平成 3 1 年 1 月 1 7 日)

所属所所在地 名取市□□

職名 校長
所属所長 氏名 関 上 一 郎 (印)

モデルケース2の場合

- 1 掛金免除申出日は，育児休業開始日の属する月内の日を記入してください。
- 2 育児休業の事実を証明する書類（辞令写）及び育児休業に係る子の生年月日の確認できる書類を添付してください。

**育児休業等掛金免除変更
育児部分休業等掛金免除変更**

申出書

		所属所名		名取小					
		所属所コード		1	2	3	4	5	6

組合員	氏 名	高 館 みどり								生年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日
	組合員証番号	1	2	3	4	5	6	7	8		

育児休業（部分休業）を開始した日										平成 2 9 年 2 月 4 日					
育児休業（部分休業）中の掛金免除申出日										平成 年 月 日					
育児休業（部分休業）が終了する日										変更前		平成 3 1 年 3 月 3 1 日			
										変更後		平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日			
育児休業（部分休業）に係る子の生年月日										平成 2 8 年 1 2 月 9 日					

地方公務員等共済組合法施行規程 **第 1 6 4 条の 3 第 3 項** の規定により、**育 児 休 業 等**
第 1 6 4 条の 4 第 3 項 **育 児 部 分 休 業 等**

の期間に係る掛金免除の変更を申し出ます

公立学校共済組合宮城支部長 殿

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日

住所 名取市〇〇

申出者

氏名 高 館 みどり 印

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日

所属所所在地 名取市□□

所属所長 職名 校長
氏名 関上 一郎 印

- 1 掛金免除申出日は、育児休業期間の変更をした日の属する月内の日を記入してください。
- 2 育児休業の事実を証明する書類（辞令写）を添付してください。

＊ 直接支払制度を利用する場合

(本人・家族)

☒ 出産費等内払金支払依頼書 直接支払制度を利用した場合

☐ 出産費・家族出産費請求書 直接支払制度を利用しない場合

※ 法定給付	円
附 加 金	円
合 計	円

所属所名	名取小学校	組合員氏名	高館 みどり	出産者の 資格取得(認定)年月日
所属所コード	1 2 3 4 5 6	組合員証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	昭和 平成 ○○年○月○日
出産者氏名	本人	続柄 ()	出産日	平成 28 年 12 月 9 日
出産児氏名	高館 カーナ	続柄は(子)と書かないように 続柄 (長男)	(医療機関名)	〇〇〇病院

直接支払制度を利用しない場合のみ

医 師 又 は 助 産 師 の 証 明 欄	
出産者氏名	左記のとおり相違ないことを証明する。 平成 年 月 日
出産年月日	平成 年 月 日 (妊娠 週)
出産児の数	単胎 ・ 多胎 (児)
死産の有無	有 ・ 無 ・ 混在
	所在地 機関名 医師名 (印)

直接支払制度を利用した場合
医師の証明は要りません。

上記のとおり請求します。

公立学校共済組合宮城支部長 殿

平成 ○○ 年 ○ 月 ○○ 日

住 所 宮城県名取市〇〇〇

請求者

氏 名 高館 みどり (印)

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

所 属 所 受 理 年 月 日
平成○○年○月○日

平成 ○○ 年 ○ 月 ○○ 日

所属所名 名取市立名取小学校

所属所長 校長 関上 一郎 (印)

【添付書類】 (□にチェックを入れてください)

- ☐ 出産費用明細書の写し (代理受取額が表記されているもの) ※直接支払制度を利用した場合のみ提出
- ☐ 直接支払制度の合意文書
- ☐ 産科医療補償制度加入機関で出産した場合は、制度対象分娩であることを証明する印が押されたもの
- ☐ 出産者が被扶養者の資格を取得した日から6か月以内に出産した場合であって、直接支払制度を利用しない場合は、「辞退申出書」を添付してください。
- ☐ 添付書類なし

直接支払制度を利用した場合、添付書類は不要です。ただし、支払機関から送付される請求書等の確認後となるため、給付決定が遅れることがあります。なお、添付書類を提出いただければ、速やかに給付決定します。

【注意事項】

- 1 直接支払制度を利用しない場合のみ、「医師又は助産師の証明欄」の証明を受けてください。
- 2 多胎児以上の場合でも、請求書は一枚で構いません。
- 3 ※印欄は記入しないでください。

直接支払制度を利用した場合、添付書類は3点必要。

【添付書類】 (□にチェックを入れる)

- ☒ 出産費用明細書の写し (代理受取額が表記されているもの)
 - ☒ 直接支払制度の合意文書
 - ☒ 産科医療補償制度加入機関で出産した場合は、制度対象分娩であることを証明する印が押されたもの
- ※出産費等内払金支払依頼書のみ (添付書類なし) の提出でも受付可能。
ただし、支払機関から送付される請求書等の確認後となるため、給付決定が遅れることがあります。

＊ 直接支払制度を利用しない場合

(本人・家族)

☐ 出産費等内払金支払依頼書 直接支払制度を利用した場合

☒ 出産費・家族出産費請求書 直接支払制度を利用しない場合

※	法定給付	円
決	附 加 金	円
定	合 計	円
額		

所属所名	名取小学校	組合員氏名	高 館 みどり	出産者の 資格取得(認定)年月日
所属所コード	1 2 3 4 5 6	組合員証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	昭和 平成 ○○年○月○日
出産者氏名	本人	続柄 ()	出産日	平成 28 年 12 月 9 日
出産児氏名	高 館 カーナ	続柄は(子)と書かないように 続柄 (長男)	(医療機関名)	○○○病院

直接支払制度を利用しない場合のみ

医 師 又 は 助 産 師 の 証 明 欄

出産者氏名	高 館 みどり	左記のとおり相違ないことを証明する。 平成○○年○月○○日
出産年月日	平成28年12月9日 (妊娠○○週)	所在地 〒○○○ - ○○○○ 宮城県○○○○○
出産児の数	単胎・多胎 (児)	機関名 ○○○病院
死産の有無	有 ・ 無 ・ 混在	医師名 ○○ ○○ 印

直接支払制度を利用しない場合
医師又は助産師に証明欄を書いてもらう。

上記のとおり請求します。

公立学校共済組合宮城支部長 殿

平成 ○○ 年 ○ 月 ○○ 日

住 所 宮城県名取市○○○

請求者

氏 名 高 館 みどり 印

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

所 属 所 受 理 年 月 日

平成○○年○月○○日

平成 ○○ 年 ○ 月 ○○ 日

所属所名 名取市立名取小学校

所属所長 校長 関上 一郎

印

【添付書類】 (□にチェックを入れてください)

- ☐ 出産費用明細書の写し (代理受取額が表記されているもの) ※直接支払制度を利用した場合のみ提出
- ☐ 直接支払制度の合意文書
- ☐ 産科医療補償制度加入機関で出産した場合は、制度対象分娩であることを証明する印が押されたもの
- ☐ 出産者が被扶養者の資格を取得した日から6か月以内に出産した場合であって、直接支払制度を利用しない場合は、「辞退申出書」を添付してください。
- ☐ 添付書類なし
直接支払制度を利用した場合、添付書類は不要です。ただし、支払機関から送付される請求書等の確認後となるため、給付決定が遅れることがあります。なお、添付書類を提出いただければ、速やかに給付決定します。

【注意事項】

- 直接支払制度を利用しない場合のみ、「医師又は助産師の証明欄」の証明を受けてください。
- 多胎児以上の場合でも、請求書は一枚で構いません。
- ※印欄は記入しないでください。

直接支払制度を利用しない場合、添付書類は2点必要。

出産者が被扶養者の資格を取得した日から6か月以内に出産した場合は、「辞退申出書」を添付。

【添付書類】 (□にチェックを入れる)

- ☒ 直接支払制度の合意文書
- ☒ 産科医療補償制度加入機関で出産した場合は、制度対象分娩であることを証明する印が押されたもの。

* 受理代理制度を利用した場合（本人）

公立学校共済組合宮城支部長 殿

出産費及び家族出産費請求書(受取代理用)

組 合 員 記 入 欄	組合員	氏名	高館 みどり		印	組合員証番号	1234567890	
		住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 宮城県名取市〇〇〇					電話〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇
		生年月日	〇〇 年 〇月 〇日					
	出産予定日・数	平成 28年 12月 15日 単・多(胎)						
	出産予定者 ※申請者と同一の場合は不要です	氏名	(フリガナ)					
		生年月日	年 月 日					
	出産予定 医療機関等	名称	(フリガナ) 〇〇〇〇 〇〇〇〇					
		所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 (フリガナ) 〇〇〇〇〇〇 宮城県〇〇〇〇〇〇					
	申請者又は出産予定者が出産予定日から6か月以内に健康保険又は船員保険の資格を既に喪失している場合は、以下のいずれかに記載をお願いします。 ※ 健康保険法第106条又は船員保険法第73条の規定により、1年以上健康保険又は船員保険の被保険者であった方が被保険者資格喪失後、6か月以内に出産された場合、資格を喪失した最後の保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。							
	申請者本人の退職等により、健康保険又は船員保険の被保険者資格喪失後、6か月以内に出産することによる申請である場合、資格喪失後に加入している保険者名と記号・番号					保険者名		
					記号		番号	
申請者本人の家族が被扶養者認定後、6か月以内に出産することによる申請である場合は、その家族が被扶養者認定前に加入していた保険者名と記号・番号					保険者名			
					記号		番号	
受 取 代 理 人 記 入 欄	申請者(高館 みどり)(以下「甲」という。)は、医療機関等である(〇〇〇〇)(以下「乙」という。)を代理人と定め、次の権限を委任します。また、甲は、出産費等の医療機関等への直接支払制度は利用しません。 甲が請求する出産費等のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額 ^{※注1} (上限42万円)の受領に関すること。ただし、出産に関し請求する費用が42万円を超える場合には、附加給付である5万円について、乙を受取代理の対象とすることに合意し、乙は上記上限額を47万円として取扱うこととする。							
	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日							
	甲(組合員)の住所 宮城県名取市〇〇〇							
	氏名 高館 みどり 印							
	乙(代理人)の住所 宮城県〇〇〇〇〇〇							
名称 〇〇〇〇 印 電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇								
受取代理人に対する支払金融機関		銀行 金庫 信組						店・本店 支店・出張所
		預金 種別		口座 番号		口座 名義	(フリガナ)	
所 属 所 長 欄	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。						所属所受理年月日	
	平成〇〇年〇月〇日						平成〇〇年〇月〇日	
	所属所名						名取市立名取小学校	
	所属所長						校長 関上 一郎 印	

注1 産科医療補償制度に加入していない医療機関の場合は40万4千円とし、附加給付と合わせた上限額を45万4千円として取り扱うものとする。
注2 添付書類 出産予定日の確認できるもの。(母子健康手帳の写し等)

育児休業手当金（変更）請求書

※決定額	67%支給分	円
	50%支給分	円
	合計	円

所 属 所 名	名取小	組合員氏名	高 館 み ど り										生 年 月 日												
所属所コード	123456	組合員証番号 公立宮城	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	年 号 昭和 平成	2	3	4	5	6	7						
対象となる子の氏名	高 館 カーナ		生年月日		平成 28 年 12 月 9 日																				
育児休業期間	平成 29 年 2 月 4 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日 まで																								
変更の場合	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 まで																								
請求期間（月毎）	平成 29 年 2 月 4 日 ～ 平成 29 年 2 月 28 日												水	木	金	土	日	月	火						
掛金の基礎となる額	等級 第 15 級 標準報酬月額 240,000 円												曜 日	曜 日	曜 日	曜 日	曜 日	曜 日	曜 日						
請求日数 （67%支給分）	17 日		請求金額 （67%支給分）		124,253 円														1	2	3	4	5	6	7
請求日数 （50%支給分）	日		請求金額 （50%支給分）		円														8	9	10	11	12	13	14
																			15	16	17	18	19	20	21
																			22	23	24	25	26	27	28
請求期間中の給料の支給についての有無	(無) ・ 有												29	30	31	※該当日に丸か色付									
配偶者の育児休業 取得の有無・期間	無 ・ (有)		期 間 平成 28 年 1 2 月 2 3 日 ～ 平成 29 年 1 月 9 日 まで																						
対象となる子が、1 歳 に達した日以後の支給 期間延長の有無 (地方公務員等共済組 合法施行規則第 2 条の 5 の 3)	(無) ・ 有		有の場合は、該当する番号を○で囲み、その事由を確認できる書類を添付してください。 1 保育所に入所不可（無認可保育所除く）・・・保育所の入所不承諾等の通知書 2 配偶者の死亡又は別居等・・・住民票の写し及び母子健康手帳の写し 3 配偶者の負傷、疾病等・・・医師の診断書及び母子健康手帳の写し 4 配偶者の出産・・・母子健康手帳の写し ※ 延長事由が消滅した場合は請求できません。（延長途中に保育所に入所した場合など）																						
上記のとおり請求します。 公立学校共済組合宮城支部長 殿 平成 29 年 3 月 1 日 請求者 住所 名取市〇〇 氏名 高 館 み ど り (印)																									
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。													所 属 所 受 理 年 月 日												
													平成 29 年 3 月 1 日												
平成 29 年 3 月 1 日 所属所名 名取市立名取小学校 所属所長 校長 関 上 一 郎 (印)																									

- 【添付書類】
育児休業に関する辞令の写し（初回請求時及び育児休業の期間に変更があったとき）
- 【注意事項】
- 1 所属機関の長の証明を受けてから提出してください。
 - 2 請求期間の末日以降に提出してください。
 - 3 ※印欄は記入しないでください。

標準報酬等級表（平成28年10月～）

等級			報酬月額	標準報酬 の月額	標準報酬 の日額
短期給付 等	退職等 年金給付	厚生年金 保険			
-	-	第 1 級	93,000円未満	88,000円	-
第 1 級	第 1 級	第 2 級	93,000円以上 101,000円未満	98,000円	4,450円
第 2 級	第 2 級	第 3 級	101,000円以上 107,000円未満	104,000円	4,730円
第 3 級	第 3 級	第 4 級	107,000円以上 114,000円未満	110,000円	5,000円
第 4 級	第 4 級	第 5 級	114,000円以上 122,000円未満	118,000円	5,360円
第 5 級	第 5 級	第 6 級	122,000円以上 130,000円未満	126,000円	5,730円
第 6 級	第 6 級	第 7 級	130,000円以上 138,000円未満	134,000円	6,090円
第 7 級	第 7 級	第 8 級	138,000円以上 146,000円未満	142,000円	6,450円
第 8 級	第 8 級	第 9 級	146,000円以上 155,000円未満	150,000円	6,820円
第 9 級	第 9 級	第10級	155,000円以上 165,000円未満	160,000円	7,270円
第10級	第10級	第11級	165,000円以上 175,000円未満	170,000円	7,730円
第11級	第11級	第12級	175,000円以上 185,000円未満	180,000円	8,180円
第12級	第12級	第13級	185,000円以上 195,000円未満	190,000円	8,640円
第13級	第13級	第14級	195,000円以上 210,000円未満	200,000円	9,090円
第14級	第14級	第15級	210,000円以上 230,000円未満	220,000円	10,000円
第15級	第15級	第16級	230,000円以上 250,000円未満	240,000円	10,910円
第16級	第16級	第17級	250,000円以上 270,000円未満	260,000円	11,820円
第17級	第17級	第18級	270,000円以上 290,000円未満	280,000円	12,730円
第18級	第18級	第19級	290,000円以上 310,000円未満	300,000円	13,640円
第19級	第19級	第20級	310,000円以上 330,000円未満	320,000円	14,550円
第20級	第20級	第21級	330,000円以上 350,000円未満	340,000円	15,450円
第21級	第21級	第22級	350,000円以上 370,000円未満	360,000円	16,360円
第22級	第22級	第23級	370,000円以上 395,000円未満	380,000円	17,270円
第23級	第23級	第24級	395,000円以上 425,000円未満	410,000円	18,640円
第24級	第24級	第25級	425,000円以上 455,000円未満	440,000円	20,000円
第25級	第25級	第26級	455,000円以上 485,000円未満	470,000円	21,360円
第26級	第26級	第27級	485,000円以上 515,000円未満	500,000円	22,730円
第27級	第27級	第28級	515,000円以上 545,000円未満	530,000円	24,090円
第28級	第28級	第29級	545,000円以上 575,000円未満	560,000円	25,450円
第29級	第29級	第30級	575,000円以上 605,000円未満	590,000円	26,820円
第30級	第30級	第31級	605,000円以上 635,000円未満	620,000円	28,180円
第31級	-	-	635,000円以上 665,000円未満	650,000円	29,550円
第32級	-	-	665,000円以上 695,000円未満	680,000円	30,910円
第33級	-	-	695,000円以上 730,000円未満	710,000円	32,270円
第34級	-	-	730,000円以上 770,000円未満	750,000円	34,090円
第35級	-	-	770,000円以上 810,000円未満	790,000円	35,910円
第36級	-	-	810,000円以上 855,000円未満	830,000円	37,730円
第37級	-	-	855,000円以上 905,000円未満	880,000円	40,000円
第38級	-	-	905,000円以上 955,000円未満	930,000円	42,270円
第39級	-	-	955,000円以上 1,005,000円未満	980,000円	44,550円
第40級	-	-	1,005,000円以上 1,055,000円未満	1,030,000円	46,820円
第41級	-	-	1,055,000円以上 1,115,000円未満	1,090,000円	49,550円
第42級	-	-	1,115,000円以上 1,175,000円未満	1,150,000円	52,270円
第43級	-	-	1,175,000円以上 1,235,000円未満	1,210,000円	55,000円
第44級	-	-	1,235,000円以上 1,295,000円未満	1,270,000円	57,730円
第45級	-	-	1,295,000円以上 1,355,000円未満	1,330,000円	60,450円
第46級	-	-	1,355,000円以上	1,390,000円	63,180円

※「標準報酬の月額」の下限額と上限額について

	下限額	(報酬月額)	上限額	(報酬月額)
短期給付等	98,000円	101,000円未満	1,390,000円	1,355,000円以上
退職等年金給付	98,000円	101,000円未満	620,000円	605,000円以上
厚生年金	88,000円	93,000円未満	620,000円	605,000円以上



名取市小中学校事務職員研究会

高 舘 小 学 校
愛 島 小 学 校
増 田 小 学 校
下 増 田 小 学 校
那 智 が 丘 小 学 校
不 二 が 丘 小 学 校
相 互 台 小 学 校
閑 上 中 学 校
名 取 ・ 第 二 中 学 校
み どり 台 中 学 校

平成28年度
渡 邊 厚 子

伊 藤 順 子
樋 口 静 子
相 澤 る み 子
奥 間 由 希 絵
白 谷 日 登 美
齋 藤 萌 美
相 澤 由 紀 子
浅 野 誉 富

平成29年度
渡 邊 厚 子
佐 々 木 敏 幸

小 野 直 樹
相 澤 る み 子
奥 間 由 希 絵
白 谷 日 登 美
齋 藤 萌 美
相 澤 由 紀 子

